

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震
非常災害対策本部会議（第 30 回）

議 事 次 第

日時：平成 28 年 5 月 31 日（火） 12：10～
場所：合同庁舎 8 号館 3 階災害対策本部会議室

1. 開会
2. 非常災害対策本部長 発言
3. 非常災害現地対策本部長 発言（TV会議）
4. 被害状況及び各省庁の対応状況について

熊本地震についての対応状況

平成28年5月31日(火) 12時10分
消防庁災害対策本部
※下線部は前回からの変更点

1 消防の活動状況

(1) 地元消防機関等の活動状況(5月31日)

【熊本県】

地元消防機関(消防本部・消防団)による警戒活動等を実施

参考1：地元消防本部の活動

【熊本県】最大活動時人員 968名(4月16日)
【大分県】最大活動時人員 378名(4月16日)

参考2：消防団の活動

【熊本県】延べ活動人員 約59,000名(4月15日～5月4日)
(※5月5日以降の活動人員は確認中)
最大活動時人員 約9,200名(4月17日)
【大分県】延べ活動人員 約4,700名(4月16日～17日)

(2) 県内応援消防本部の活動

【熊本県】延べ活動人員 186名(4月27日～5月5日)
最大活動時人員 32名(4月27日)

(3) 県外の応援消防本部の活動状況(緊急消防援助隊を除く)

【熊本県】延べ活動人員 36名(4月27日～5月2日)
最大活動時人員 6名

(4) 緊急消防援助隊の活動

- ① 出動期間 4月14日(木)～27日(水)計14日間
- ② 出動部隊総数 20都府県 約1,400隊
出動人員総数 約5,000名
※交替を含む派遣された部隊・人員の総数
- ③ 延べ活動部隊数 約4,300隊
延べ活動人員 約16,000名
- ④ 最大派遣時部隊数 19都府県 約570隊(ヘリ18機含む)
最大派遣時人員 約2,000名

2 避難指示・避難勧告発令状況（5月30日 13:30現在発令中のもの）

- ・避難指示：1市1町 （ 179世帯 408名）
- ・避難勧告：3市3町1村 （ 1,109世帯 2,550名）

都道府県名	市区町村名	避難指示			避難勧告		
		対象世帯数	対象人数	指示日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時
熊本県	熊本市				6	15	5月7日 16時05分
					36	90	4月20日 12時43分
					1	2	4月25日 18時45分
					2	5	5月3日 18時42分
	宇土市	67	87	4月18日 10時00分			
		4	13	4月21日 18時50分			
	宇城市				12	34	5月13日 18時00分
	合志市				2	3	4月23日 15時23分
	美里町				69	207	4月22日 8時00分
	大津町				6	11	4月16日 3時44分
	南阿蘇村				836	1,836	5月11日 8時00分
	御船町				139	347	4月16日 22時00分
		108	308	4月24日 17時15分			
合計(発令中)		179	408		1,109	2,550	

3 避難所の状況

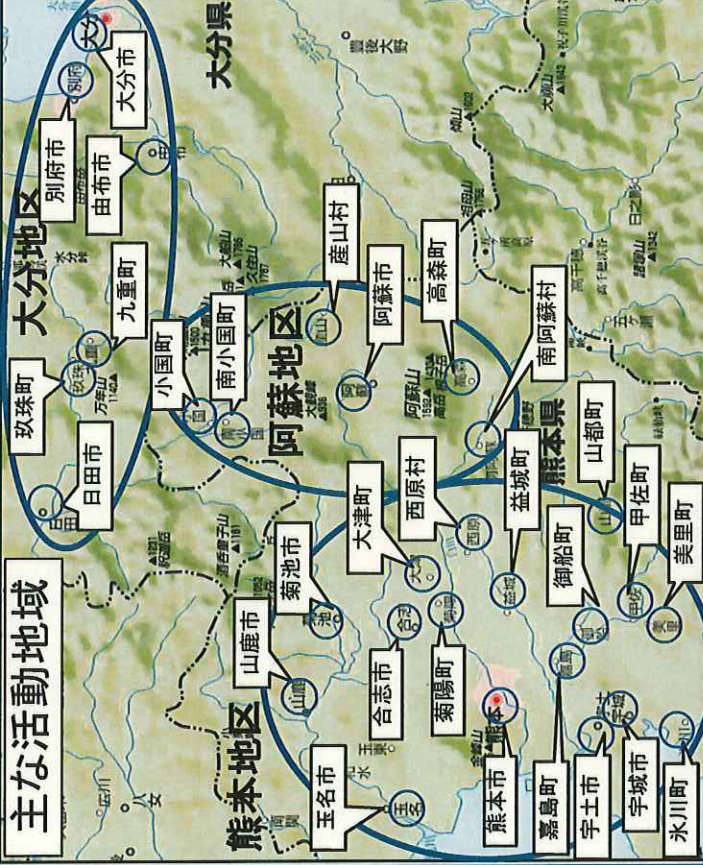
【熊本県】 187箇所 8,231名（5月30日13:30現在）

4 消防庁の対応

- (1) 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での関係機関及び地方公共団体と連携した活動を実施
- (2) 熊本県から要望のあった毛布7.6万枚、簡易トイレ2,750個及びブルーシート3.5万枚について、調達搬入を実施
- (3) 5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施
- (4) 5月21日に、土屋総務副大臣が被災地を視察するとともに、熊本県庁、熊本市、西原村及び益城町に赴き、熊本県副知事、熊本市長、西原村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員等への激励を実施

《災害派遣要請》

平成28年4月14日(木)21時26分頃、熊本県益城町において震度7を観測する地震が発生し、同日22時40分、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長(北熊本)に対して、人命救助等に係る災害派遣要請があった。さらに、同月16日(土)1時25分頃、熊本県益城町及び西原村において震度7を観測する地震が発生し、同日2時36分、大分県知事から陸上自衛隊西部方面特科隊長(湯布院)に対して、人命救助等に係る災害派遣要請があったところ、**5月30日(月)9時00分、熊本県知事から撤収要請があった(大分県撤収要請:4月28日(木)10時24分)。**



派遣規模	<p>○人員: 延べ 約814,200名 (最大時約26,000名)</p> <p>○航空機: 延べ 2,618機 (最大時132機)</p> <p>○艦艇: 延べ 300隻 (最大時15隻)</p> <p>※ 統合任務部隊を編成 【4/16~5/9】 (編成解除後は陸自西部方面隊を中心に活動)</p> <p>即応予備自衛官の招集 【4/17~5/9】 (約160名)</p>
派遣部隊	<p>陸自: 西部方面隊、北部方面隊の一部、東北方面隊の一部、東部方面隊の一部、中部方面隊の一部、中央即応集団の一部、大臣直轄部隊 等</p> <p>海自: 佐世保地方隊、自衛艦隊の一部、横須賀地方隊の一部、呉地方隊の一部、舞鶴地方隊の一部、大湊地方隊の一部、教育航空集団の一部、大臣直轄部隊 等</p> <p>空自: 航空総隊、北部航空方面隊、中部航空方面隊、西部航空方面隊、南西航空混成団、航空救難団、航空支援集団、大臣直轄部隊 等</p>
人命救助	<p>○人命救助・行方不明者捜索 【4/14~5/1】 : 16名</p> <p>○病院等の患者の輸送 【4/14~4/29】 : 512名</p> <p>○安全確保のための人員輸送 【4/14~4/17】 : 727名</p> <p>○DMA T輸送 【4/16】 : 94名</p>
生活支援	<p>○物資輸送 【4/15~5/9】 (最大時227か所) : 毛布: 42,348枚 日用品: 53,058箱 飲料水: 1,003,008本</p> <p>○給食支援 【4/15~5/11】 : 911,678食 (最大時49か所)</p> <p>○給水支援 【4/15~5/13】 : 10,923.7t (最大時147か所)</p> <p>○入浴支援 【4/15~5/26】 : 140,937名 (最大時25か所)</p> <p>○天幕支援 【4/16~4/20】 : 32張 (最大時5か所)</p> <p>○医療支援 【4/16~5/8】 : 2,323名 (最大時9か所)</p> <p>○道路の啓開(瓦礫除去) 【4/18~4/27】 : 15.9km (最大時17か所)</p> <p>○瓦礫等(熊本市)の搬出 【4/27~5/3】 : トラック164台分 (最大時30個地域)</p> <p>○民間船舶「はくおう」の休養施設としての利用 【4/23~5/29】 : 2,605名</p> <p>○感染症対策チームによる環境評価支援等 【4/24~4/29】 : 42名</p> <p>○エコノミーミークラス症候群対策のための天幕展張支援 【5/5】 : 20張(貸与中)</p>
米軍支援	<p>○米軍輸送機による輸送支援 【4/18~4/23】 : UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機 (自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送)</p>



「はくおう」の休養施設としての活用

活動内容

○ 被災された方々への災害救援活動の一環として、防衛省が契約している民間船舶「はくおう」を休養施設として活用し、原則として1泊2日の宿泊、食事及び入浴のサービスを提供

活動実績

実施日	実施回数	実施地域	実施人数
4月23/24日	第1回	八代市	174
4月25/26日	第2回	八代市	200
4月27/28日	第3回	益城町	218
4月29/30日	第4回	益城町、嘉島町	159
5月1/2日	第5回	西原村	195(10)
5月3/4(5)日	第6回	南阿蘇村(一部2泊3日実施)	250(20)
5月6/7日	第7回	御船町	177(28)
5月8/9日	第8回	宇城市、宇土市	142(5)
5月10/11日	第9回	嘉島町、益城町、西原村	59(4)
5月12/13日	第10回	南阿蘇村	27(3)
5月14/15日	第11回	熊本市、益城町	270(47)
5月16/17日	第12回	熊本市	221(16)
5月18/19(20)日	第13回	阿蘇市(一部2泊3日実施)	27(2)
5月21/22日	第14回	熊本市	159(32)
5月23/24日	第15回	菊陽町、大津町	93(8)
5月25/26日	第16回	菊池市、合志市、山都町、甲佐町、美里町	102(9)
5月27/28(29)日	第17回	益城町、南阿蘇村、西原村(一部2泊3日実施)	132(37)
累計2,605名(うちネット申込221名)			

()はネット申込で内数



はくおう



客室(一例)



浴場



キッズルーム



スポーツルーム



昼食



西方音楽隊演奏会(5/10)

船内の様子

- 陸自西方音楽隊演奏会(#3以降実施(#7海自佐世保音楽隊、#8空自西部航空音楽隊))
- 防衛省HP(#4以降実施)
- 衛生隊員乗船(#4以降実施)

平成 28 年 5 月 31 日(火)6:00 現在
総 務 省

平成 28 年熊本地震による被害状況等について (第 61 報)

I-1 被災自治体への職員派遣等の概要

職員派遣の状況

対応システム

①熊本県及び市町村（熊本市除く 13 市町村）への派遣

「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4 月 14 日より派遣）
- ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県（4 月 18 日より派遣）

沖縄県（4 月 23 日より派遣）

宇城市……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

阿蘇市……宮崎県（4 月 19 日より派遣）、5 月 27 日で派遣終了

長崎県（4 月 19 日より派遣）

西原村……佐賀県（4 月 19 日より派遣）

南阿蘇村……大分県（4 月 19 日より派遣）

全国知事会（4 月 21 日より派遣）

御船町……山口県（4 月 18 日より派遣）

嘉島町……静岡県（4 月 19 日より派遣）

福島県（4 月 19 日より派遣）

益城町……福岡県（4 月 19 日より派遣）

関西広域連合（4 月 19 日より派遣）

菊池市……長崎県（4 月 21 日より派遣）、5 月 20 日で派遣終了

菊陽町……福岡県（4 月 21 日より派遣）

関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

甲佐町……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

山都町……宮崎県（4 月 22 日より派遣）

大津町……関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

②熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③全国スキームによる対応

①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保

総務省

【地方団体間の人的支援の状況（平成28年5月30日17:00現在）】

【単位：人】

派遣先	5月30日に被災自治体で活動した職員				5月31日に被災自治体で活動している職員		備考 (追加予定等)	
	避難所運営	行政窓口	その他	罹災証明事務	派遣元自治体内訳			
熊本県	29	29			25	福岡県(5)、佐賀県(1)、長崎県(1)、大分県(2) 宮崎県(1)、鹿児島県(3)、沖縄県(1) 山口県(3)、福島県(1)、関西広域連合(2)※1 全国知事会(5)※2		
くまもとし 熊本市	220	2			217	福岡市(28)、北九州市(11)、東京都(30) 広島市(13)、名古屋市(6)、さいたま市(4) 横浜市(16)、札幌市(13)、堺市(7)、浜松市(7) 新潟市(22)、神戸市(14)、相模原市(10) 千葉市(6)、京都市(12)、静岡市(4) 仙台市(6)、岡山市(8)		
うとし 宇土市	54	14	3	13	24	51	長崎県(16)、長崎県内市(10)※3、沖縄県(8) 沖縄県内町村(3)※4、全国市長会(12)※5 熊本県(2)	・罹災証明事務(2次調査)のため全国市長会が、6月1日より3名を追加派遣予定
うきし 宇城市	41			5	36	41	鹿児島県(6)、鹿児島県内市(30)※6 熊本県(5)	
にしはらむら 西原村	50	30	8		12	50	佐賀県(25)、佐賀県内市町(25)※7	
みなみあそむら 南阿蘇村	70	42		3	25	65	大分県(22)、大分県内市町(13)※8、熊本県(6) 全国市長会(8)※9、全国町村会(16)※10	
みふねまち 御船町	74	15	14	14	31	74	山口県(23)、山口県内市町(18)※11 全国知事会(4)※12、全国市長会(8)※13 全国町村会(18)※14、熊本県(3)	
かしままち 嘉島町	38	16		4	18	38	福島県(2)、福島県内市町(4)※15、静岡県(2) 静岡県内市町(17)※16、全国町村会(11)※17 熊本県(2)	
ましきまち 益城町	164	114	7	32	11	164	福岡県(20)、福岡県内市町(10)※18 熊本県(32)、関西広域連合(72)※19 全国知事会(30)※20	
きくようまち 菊陽町	8				8	8	福岡県(4)、関西広域連合(2)※21、熊本県(2)	
こうさまち 甲佐町	42	5	2	2	33	42	鹿児島県(9)、鹿児島県内市(14)※22 熊本県(3)、全国知事会(16)※23	
やまとちよう 山都町	6				6	6	宮崎県(6)	
おおづまち 大津町	18			2	16	18	熊本県(2)、関西広域連合(16)※24	
合計	814			(438)	799	(罹災証明事務433名)		

- これは速報であり、数値等は今後変わることがある。
- これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

総務省

- ※1 京都府 1、奈良県 1
- ※2 全国知事会職員 2、新潟県 3
- ※3 長崎市 4、佐世保市 1、島原市 1、諫早市 1、壱岐市 1、五島市 1、雲仙市 1
- ※4 本部町 1、南風原町 1、誂谷村 1
- ※5 三条市 1、輪島市 2、見附市 2、日上市 2、福山市 2、塩竈市 2、一関市 1
- ※6 鹿児島市 4、薩摩川内市 2、出水市 2、南さつま市 2、鹿屋市 2、霧島市 2、日置市 2、曾於市 2、南九州市 2、垂水市 4、志布志市 6
- ※7 佐賀市 1 1、小城市 2、伊万里市 2、神崎市 3、武雄市 1、基山町 2、有田町 1、吉野ヶ里町 1、大町町 1、鹿島市 1
- ※8 大分市 4、中津市 1、宇佐市 1、豊後大野市 2、佐伯市 2、臼杵市 1、津久見市 1、九重町 1
- ※9 高崎市 3、福知山市 2、十日町市 3
- ※10 村田町 2、砥部町 2、菰野町 2、御浜町 2、伊方町 2、愛南町 2、四万十町 2、さつま町 2
- ※11 光市 2、周南市 3、防府市 1、宇部市 2、山陽小野田市 2、長門市 2、柳井市 2、萩市 2、下関市 2
- ※12 埼玉県 1、狭山市 3
- ※13 豊田市 2、横手市 2、金沢市 2、津山市 2
- ※14 大紀町 6、松島町(宮城県) 1、美里町(宮城県) 1、久御山町 2、長島町(鹿児島県) 2、益子町 2、大山崎町 2、大豊町 2
- ※15 いわき市 2、須賀川市 1、国見町 1
- ※16 三島市 1、掛川市 1、伊東市 1、伊豆市 1、菊川市 1、牧之原市 1、焼津市 1、富士市 2、裾野市 1、沼津市 1、熱海市 1、島田市 1、袋井市 1、下田市 1、伊豆の国市 1、森町 1
- ※17 中能登町 2、大紀町 9
- ※18 北九州市 2、大野城市 2、太宰府市 2、古賀市 2、上毛町 2
- ※19 兵庫県 1 2、滋賀県 8、京都府 1 5、奈良県 4、和歌山県 8、鳥取県 5、徳島県 6、西宮市 2、淡路市 2、洲本市 2、宝塚市 2、徳島市 2、上板町 1、若狭町 1、岩美町 2
- ※20 栃木県 6、山梨県 6、茨城県 3、埼玉県 3、神奈川県 3、群馬県 3、千葉県 3、東京都 3
- ※21 奈良県 2
- ※22 枕崎市 2、始良市 2、伊佐市 2、指宿市 2、南九州市 2、鹿児島市 2、鹿屋市 2
- ※23 香川県 6、愛媛県 5、高知県 5
- ※24 大阪府 1 0、東大阪市 1、箕面市 2、茨木市 1、大東市 2
- ※25 水道の被害状況に係る復旧工事に従事する技術職員等の派遣については、厚生労働省の被害状況報告を参照

I-2 被災自治体庁舎等の状況

○ 熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ・ やつしろし せんちょう 八代市→千丁支所へ
- ・ ひとよしし 人吉市→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
- ・ うとし 宇土市→市民体育館へ
- ・ おおづまち 大津町→近隣町施設へ
- ・ ましきまち 益城町→中央公民館へ

※ 熊本県庁市町村課が 5/30(月)に確認

○ 行政の受付窓口等の支援

- ・ 熊本県市町村課（行政書士会窓口）に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災自治体への周知を依頼（4/28(木)）
- ・ 日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力依頼（4/28(木)）

II 被災自治体における通信・放送の確保に関する対応状況

(1) 避難所及び行政機関の通信確保対応状況

○ 避難所における通信確保状況

- ・ 携帯電話による通信は、ほぼ確保。
- ・ ほぼ全ての避難所において無料Wi-Fiアクセスポイントを設置済。
- ・ 携帯電話用の充電器（チャージャ）の配備を経済産業省と連携して展開中。

○ 通信事業者の保有する機器の貸与

- ・ 特設公衆電話を合計45台。
- ・ 衛星携帯電話を合計570台。
- ・ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを合計約444台。
- ・ 携帯電話充電器（マルチチャージャ）を合計約545台。

等を避難所及び行政機関に配備（詳細は後述）。

○ 携帯電話3社のサービスの復旧（エリアカバーが地震発生前と同等まで復旧）について、各社のHPに掲載済。

(2) 災害時における放送の確保

○ 臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

- ・ 甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日、益城町：4月27日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

○ 被災者へのラジオの配布

- ・ 4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。
- ・ 5月7日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- ・ 5月9日（月）、九州総合通信局から益城町にラジオ200台（うち100台はNHKより無償供与）を追加配布。
- ・ 5月11日（水）、新たにラジオ1,030台確保し（全てソニーより無償供与）、15日（日）、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。

Ⅲ 被害状況

1. 通信関係

<固定電話>

- ・ NTT西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に併せて回復見込み）。

<携帯電話・PHS>

- ・ 携帯電話の停波基地局数：合計2局（5/27（金）10:00時点から増減なし。）
- ・ PHSの停波基地局数：全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、通信可能な状況。

※隣接局のエリアカバーや移動基地局車等の運用によるサービスの復旧について、携帯電話3社のHPに掲載済

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・ 被害なし
	NTT 西日本	・ 交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。
	NTT コミュニケーションズ	・ 被害なし
	KDDI	・ 被害なし
	ソフトバンク	・ 全て復旧
携帯電話	NTT ドコモ	・ 全て復旧
	KDDI (au)	・ 全て復旧
	ソフトバンク	【携帯】 ・ 2局が停波中

	【PHS】 ・全て復旧
--	----------------

2. 放送関係

<地上放送（テレビ、AM、FM）関係>

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM)	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4月17日(日)発電機の修理により復旧(停波時間は、18:20～10:45(16時間25分))	○6,372世帯 (一部は他の中継局(阿蘇局)の放送で視聴の可能性あり。)
	○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育)	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4月16日(土)13:19発電機を持ち込んだため復旧。16:09商用電源が復旧 (停波時間は、9:26～13:19(3時間53分))	○169世帯
	○NHK(AM)	○被害報告なし	○被害報告なし
	○熊本放送蘇陽北局(AM)	○アンテナ破損により停波 →4月18日(月)15:45アンテナの修理により復旧。(停波時間は、4月16日(土)1:25～4月18日(月)15:45(62時間20分))	○約1万世帯
	○民放4社(テレビ)	○熊本局 4月16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57～2:30(33分)) ○砥用局 4月16日(土)停電後、非常用発電機が停止し	

総務省

	○南阿蘇局 (NHK (TV・FM)、民放テレビ 4 社、民放 FM1 社)	て停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間 9:55~11:20 (1 時間 25 分)) 地震発生後の停電以降、非常用電源で放送継続していたところ、従来の場所では燃料補給が困難となったため、 ・民放 FM (1 社) は 5 月 9 日 (月)、民放テレビ 4 社は 16 日 (月)、NHK (TV・FM) は、18 日 (水) にそれぞれ仮設中継局 (観音桜展望台) からの放送に切替え。 ・この切替えの後一部地域で難視聴が発生しており、NHK・民放で連携して対応中。	○県内 8 か所で非常用発電機を使用していた。
大分県	○NHK (テレビ、AM、FM) ○民放 (テレビ 3 社 (うち 1 社 AM 兼営)、FM 1 社)	○NHK、民放とも被害報告なし	○被害報告なし

<コミュニティ放送関係>

○熊本県：放送継続中 (3 社)

○大分県：放送継続中 (3 社)

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行 (4 月 18 日~4 月 30 日)	○放送継続中 (停電により短時間停波)	○停波 1 件
	○その他のコミュニティ放送 (2 社)	○被害報告なし	○被害報告なし
大分県	3 社	○被害報告なし	○被害報告なし

<ケーブルテレビ>

全世帯復旧 (4 月 28 日 (木) 5:00 時点 (57 世帯) から縮小)

- 熊本県：復旧済（3社）、確認済（7社）
- 大分県：復旧済（2社） ※17社については被害なし
- 佐賀県：確認済（13社） ※13社については被害なし
- 宮崎県：確認済（7社） ※7社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○ジェイコム九州	○全世帯復旧	○22,760世帯 (4月14日(木)発生地震による視聴不可世帯1,244件を含む)
	○たかもり光ネットワーク(株)	○一部商用電源復旧、発電機燃料到着により放送再開	○2,619世帯
	○小国町	○4月19日(火)12時仮復旧	○68世帯
	○その他のケーブルテレビ(7社)	○確認済(7社について設備被害なし)	○被害報告なし
大分県	○大分ケーブルテレコム	○4月16日(土)13時45分復旧	○9世帯
	○日田市	○4月17日(日)17時復旧	○1,100世帯
	○その他のケーブルテレビ(17社)	○確認済(17社について被害なし)	○被害報告なし
宮崎県	7社	○確認済(7社について被害なし)	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済(13社について被害なし)	○被害報告なし

3. 郵政関係

<郵便・郵便局業務関係>

- ・安全最優先で通常業務を実施。
- ・8の郵便局において、5月30日(月)の窓口業務を見合わせ。
- ・3の郵便局等において、業務用システムに障害等。(5/30(月)17:00現在)
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。
- ・熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等の一部に遅れ。
- ・5月11日(水)から、益城町、南阿蘇村及び西原村を宛先とするゆうパック並びに熊本県全域を宛先とする保冷扱いのゆうパックの引受けを再開。

IV 総務省の対応状況

○対策本部の設置等

- ・ 4月14日(木) 21時33分 総務省非常災害対策本部設置
(4月14日から5月9日まで、計16回の本部会議を開催。)
- ・ 4月14日(木) 22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・ 4月15日(金) 現地対策本部要員派遣(九州総合通信局1名)
(4月19日(火)から1名増員し2名派遣)
(5月21日(土)から1名体制)
- ・ 4月16日(土)から現在まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害用放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員17人を19区市町村等に延べ44人日派遣。
- ・ 4月18日(月)～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を2名派遣
- ・ 4月18日(月)九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口(情報通信関係)」を開設
- ・ 4月20日(水)、から現在まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。(派遣先：熊本県御船町、熊本県嘉島町)
- ・ 4月22日(金)九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施(4月23日(土)も実施)。
- ・ 4月22日(金)から現在まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・ 5月1日(日)から現在まで、熊本県からの要請による西原村でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ122人日派遣。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出(6自治体より37台返却。)

貸出先	機種	台数	貸出日 (返却日)	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日	
熊本県高森町	簡易無線機	10台	4月18日	
	衛星携帯電話	2台	(5月11日)	
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日 (4月21日)	熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より職員を派遣するため

熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日 (4月20日)	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日 (4月24日※)	※5台返却
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日 (4月28日)	熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日	熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため
富山県	衛星携帯電話	2台	4月26日 (5月26日)	熊本県南阿蘇村支援のため、富山県より職員を派遣するため

○移動電源車の貸与状況

- ・ 4月15日(金) 熊本県^{ましきまち}益城町に九州総合通信局より中型車を貸与
(5月7日(土) 益城町の申出により返却、5月20日(金) ~九州局待機)
- ・ 4月16日(土) 熊本県^{うとし}宇土市に中国総合通信局より中型車を貸与
(5月16日(月) 宇土市の申出により返却、5月16日(月) ~中国局帰還)
- ・ 4月19日(火) 熊本県^{たかもりまち}高森町に近畿総合通信局より小型車を貸与
(4月28日(木) 高森町の申出により返却、4月28日(木) ~九州局待機)
- ・ 4月19日(火) 熊本県^{みなみあそむら}南阿蘇村に東海総合通信局より中型車を貸与
(4月20日(水) 南阿蘇村の申出により返却、4月20日(水) ~九州局待機、その後4月28日(木) ~東海局帰還)

○被災地支援のための制度手当

- ・ 災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・ 携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・ 主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。(4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)
- ・ 主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器(マルチチャージャ)の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。
(4/17付け 対NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング)
- ・ 通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を

要請。

(4/18 付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション（自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点）からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット（IBM及びソフトバンク）を配備し、活用中。

※）経済産業省と連携して対応

※）4月28日（木）からシステムの本格運用が開始。

- ・アップルがiPad 500台を被災自治体に寄付を申出中。

※）熊本市に100台を提供予定。残り400台の寄付先については、現在、九州総合通信局が市町村の要望を調査中。

○4月18日（月）、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日（月）、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。（4月30日（土）で熊本市の臨時災害放送局が閉局。）

○4月19日（火）、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟及び（一社）日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日（火）、NHKから、南阿蘇局（テレビ・FM）について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等（可搬型送信機による代替送信所の設置）の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日（水）正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。

○4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。22日（金）及び23日（土）、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。

総務省

- 4月21日(木)、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(421億円)を繰り上げて交付することを決定。
- 4月21日(木)付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を发出。
- 4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月27日(水)、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 宝くじによる熊本地震の被災地支援について
 - ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5月から発売(発売期間:H28.5.11~6.3)の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
 - ・計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金(約40億円)を被災団体に配分予定。
- 4月28日(木)、地方公共団体やNPO等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策Webガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5月2日(月)、熊本県の民放テレビ4社及び民放FMラジオ1社から、南阿蘇局について、倒壊のおそれがある等の理由から設置場所の変更等(仮設中継局の設置)の申請があり、即時に許可。
またNHK(テレビ・FM)からも4月19日(火)付けで変更許可した代替送信所の場所の再変更の申請があり、即時に許可。
- 5月7日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- 5月9日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ200台(うち100台はNHKより無償供与)を追加配布。
- 5月11日(水)、新たにラジオ1,030台確保し(全てソニーより無償供与)、15日(日)、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。
- 5月13日(金)、熊本県内6市町に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(78億円)を繰り上げて交付することを決定。

総務省

○5月18日(水)、北陸総合通信局保有のICTユニット1台を熊本県宇土市に貸与。
市役所機能を移転した臨時庁舎において、臨時の内線ネットワークとして利用。

V 総務省関係団体・事業者等の対応状況

○ 避難所及び行政機関の通信確保対応状況(詳細)

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	45台 (26箇所)	25台 (19箇所)	0台※1 (0箇所)※1	20台 (18箇所)	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	—	164台 (18組織)	—	199台 (140箇所)	158台 (100箇所)※2	—	—	1667台 (68組織)	186台 (17組織)	80台 (16組織)
KDDI	—	44台 (10組織)	—	約93台 (67箇所)	282台 (202箇所)	—	—	613台 (21組織)	121台 (6組織)	215台 (12組織)
ソフトバンク	—	337台 (3組織)	—	約132台 (103箇所)	約105台 (105箇所)	2台	2台 (2箇所)	865台 (3組織)	1135台 (約4組織)	14台 (2組織)
NTT BP	—	—	—	約0台 (0箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	45台	570台	0台※1	約444台	約545台	2台	2台	3145台	1442台	309台

※1 各自治体と相談し、特設公衆電話に切り替えた結果0台となった。

※2 避難所の統廃合により配備箇所が減少。

○公衆無線LANサービスの利用環境整備(インターネットへのアクセス確保)

・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線LANを設置(避難所276箇所(重複を除外)、444アクセスポイント(AP))。

- ・NTTグループ: 158箇所/約219AP
- ・KDDI: 67箇所/約93AP
- ・ソフトバンク: 103箇所/約132AP 等

(※) 4月28日(木)、ほぼ全ての避難所において設置を完了。

・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線LANサービスを無料開放。「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)の名称で合計約55,000のAPを確保。

- ・ソフトバンク: 約36,000
- ・KDDI: 約10,000
- ・NTTドコモ: 約9,000 等

(※) 4月28日(木)以降は、熊本県内及び大分県内の避難所、並びに熊本県全域で開放。

総務省

- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のAP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。
- ・無料公衆無線 LAN の AP が設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備し、活用中。
（※）経済産業省と連携して対応

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるようICTユニットを総合通信局に待機中。
※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。

○公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県は4/23（土）00:00に無料化を終了。

※熊本県は4/29（金）00:00に無料化を終了。

○通信速度制限の解除

- ・NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～5/31）。

○通信料金の減免

- ・NTT西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
- ・九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・4月15日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証

総務省

書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。

- ・ 4月19日(火)から5月18日(水)まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4月19日(火)から同月25日(月)まで、郵便はがきの無償交付を実施。
- ・ 益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日(土)・17日(日)及び4月23日(土)・24日(日)の営業を実施。
- ・ 4月29日(金)から当面の間、熊本県内の5の郵便局において、ATMの取扱時間を延長。
- ・ 4月25日(月)から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局(1台)が営業を実施。6月1日(水)からATMサービスのみ取扱予定。
- ・ 5月9日(月)から5月31日(火)まで、4の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日(月)から6月30日(木)まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
- ・ 4月19日(火)から6月30日(木)まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日(木)から6月17日(金)まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取扱いを実施。
- ・ 被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
- ・ 「かんぼの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。(5/14(土)に終了)
- ・ 日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命保険の4社が、義援金として2,000万円を寄付。
- ・ 5月16日(月)から7月29日(金)まで、郵便局等を活用した募金活動「ポスト募金」を実施。

○NHK

- ・ 災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約及び災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を継続して1か月以上受けているものの放送受信契約につき、6ヶ月間の受信料免除。
- ・ NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送(ラジオ第一放送及びFM放送)の同時配信を実施。
- ・ 避難所等にテレビを設置(熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布)。
- ・ ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送(民間放送事業者)

- ・ ニッポン放送(関東広域圏のAM事業者)、熊本放送

総務省

ラジオ 500 台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

・(株)WOWOW

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分及び5月分の視聴料を免除)

・スカパーJ S A T(株)

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除)

○ケーブルテレビ

・株式会社 ジュピターテレコム

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(視聴料の減免・支払期限の延長等)

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

(1) DISAANA^{ディサーナ} - 対災害 SNS 情報分析システム

・ 平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

(2) 多言語音声翻訳アプリ “VoiceTra” (ボイストラ)

・ 平常どおりサービス提供中
・ 被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

(3) 航空機搭載合成開口レーダ (Pi-SAR 2) による観測

・ 4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR (Pi-SAR2) 観測を実施。
・ 機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
・ 4月17日(日)午後9時、NICT ウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

(4) 車載衛星地球局の配備

・ 熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所に ICT ユニットと連携した無線 LAN サービス(衛星経由)を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。

※ 超高速インターネット衛星(WINDS)を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

・ 宿泊無料(食費実費負担)で受入れ実施中
(各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある)
・ 5月30日現在の利用状況

総務省

- ・ ホテルルポール^{こうじまち} 麴^{こうじまちかいかん} 町 (麴^{ちよだく} 町会館) (千代田区) : 5名
- ・ ホテルアジュール^{たけしば} 竹芝 (港区) : 1名
- ・ 東京グリーンパレス (千代田区) : 1名
- ・ 御所^{ごしよにし}西^{へいあん}京都^{きょうとし}平安^{おおさかし}ホテル (京都市) : 2名
- ・ シティプラザ^{おおさかし}大阪 (大阪市) : 3名
- ・ ホテル^{はくちよう}白^{まつえし}鳥 (松江市) : 2名
- ・ 鯉^{りじようかいかん}城^{ひろしまし}会館 (広島市) : 2名
- ・ ひまわり^{みやざきし}荘 (宮崎市) : 3名

○被災自治体の住基情報等 (5/30 現在)

<既存住基>

- ・ 熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持(4/19 県庁情報)
- ・ 熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊等のため、住基窓口業務を「支所等で実施」

【支所等で実施】

^{やつしろし}
八代市 (支所)

^{ひとよしし}
人吉市 (本庁別館)

^{うとし}
宇土市 (本庁近隣の体育館、支所)

^{おおづまち}
大津町 (本庁近隣の町施設)

^{ましきまち}
益城町 (5/16 から町中央公民館で住基窓口業務を再開(5/16 証明書発行業務、5/17 住基窓口全業務))

- ・ 熊本地震の被災地域 (災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村) の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨4月19日付けで全国に通知。
→5/17 から県内全市町村で転出証明書の発行可

<住民基本台帳ネットワークシステム>

<LGWAN>

- ・ 熊本県内の全市町村で疎通(繋がっている) (5/10・5/11^{ましきまち}益城町復旧)

大臣官房総務課 (調整)
電 話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5093

平成 28 年熊本地震への対応状況について

平成 28 年 5 月 30 日 (17:00 時点)

厚生労働省

※下線は前回 (5 月 27 日 (10:00 時点)) からの変更点

1 医療・保健

(1) DMAT の派遣等

- DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは県医療救護調整本部のサポートを実施。

医療救護活動の体制は縮小傾向にあり、県医療救護調整本部の体制は、6 月 2 日に県健康福祉部に集約予定。これに併せて、ロジスティックチームの活動も終了予定。

(2) 医療救護班等の活動状況 (合計 (51→) 44 チーム) (5/30 11:00 熊本県集計)

医療チーム等	活動チーム数
日本医師会	(16→) <u>14</u> チーム
日本歯科医師会	(2→) <u>0</u> チーム
日本看護協会	(16→) <u>15</u> チーム
日本赤十字社	(3→) <u>3</u> チーム
DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)	(14→) <u>12</u> チーム

(歯科医師等)

- 熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ (大人) 27,440 個、歯ブラシ (子供) 4,000 個等に追加し、義歯ケース 3,000 個、義歯ブラシ 10,480 個及びオーラルリンス 7,900 個を送付し、ニーズのある避難所へ配送済み。

(3) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の活動

- 熊本県庁災害対策本部内に DPAT 調整本部を立ち上げ (5 月 1 日より熊本県精神保健福祉センター)、活動中。(これまでに 39 都道府県、1 市から派遣)。4 月 21 日までに精神科病院から依頼のあった入院患者の転院支援を終了。
- 5 月 29 日は、熊本市、御船、宇城、阿蘇、菊池の 5 保健所圏域の避難所等 41 箇所を巡回。
- 5 月 14 日より 3 箇所の活動拠点本部を DPAT 調整本部へ統合。
- 行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センタ

一がDPATと連携し対応。

- 5月2日より5月13日まで希望ヶ丘病院、5月3日より5月1日まで益城病院の退院および通院患者に対し病院職員等と協力して訪問支援を実施。

(4) 人工透析の状況

- 熊本県内の透析病院は94施設 患者数6,393人。
- 建物の一部損壊等によって透析できない施設を除き、透析医療を提供中。なお、透析できない施設の患者については、熊本県内の他の医療機関での受け入れ等により対応中。

(5) 保健師等の活動

- 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施中。
- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、5月30日までに48チームが活動を開始。
- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが保健所の運営支援を実施中。(4/24)

(6) 医薬品等の供給

- ① 薬剤師等による医薬品ニーズの把握
 - 薬剤師及び保健師が、救護所における医薬品の供給、巡回医療班に同行しての医療支援等を実施。巡回しながら医薬品の需要を把握(5/23は薬剤師21名等が活動)。
- ② 医薬品等の供給
 - 熊本県内の日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会の全加盟企業に対し確認。安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。
 - 避難所のうち救護所が設置されている3カ所において医薬品等の供給を実施(モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)2カ所、臨時調剤所1カ所)。
 - 熊本県薬剤師会が、開局している薬局の一覧をインターネット上で公表し、調剤等を実施。

(7) エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要とした患者数)

平成 28 年 5 月 29 日 (16:00 現在) (4 月 14 日～5 月 29 日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	5	7	12
女性	13	26	39
計	18	33	51

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- 4 月 15 日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- 厚生労働省ホームページの「平成 28 年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。
- 4 月 27 日 被災した妊産婦等の適切な生活環境確保のため、産婦人科医療機関の協力のもと、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて、妊産婦に対する情報提供を行うよう、熊本県・熊本市宛てに事務連絡を发出。同時に、熊本市・阿蘇市内の産婦人科医療機関に対して、電話にて個別に情報提供を実施。

<現地での対応状況>

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4 月 19 日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の 2,000 台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20 日夕刻、エミナース(益城町)の 500 台に配布済。
- ・ さらに、エコノミークラス症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・ 4 月 22 日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・ 5 月 3～5 日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

(8) 栄養・食生活支援

- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始 (4/26)。
- 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士会が開始 (4/22)
- 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品(離乳食、アレルギー食等)ステーションを設置 (4/21)。

(9) 感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

① 状況

- 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者 22 名が発生 (4/23)。重症者はなし。

② 対応

- 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手 (4/23)。

【その他】

① 状況

- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性が 12 名、インフルエンザ陽性が 10 名発生。現時点で、集団感染ではなく、単発事例と考えられる。(5/29)

② 対応

- 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済 (4/21)。
- 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た (4/19)。
- 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供 (4/20)。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を发出 (4/22)
- 手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示 (4/25)。

(10) 食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

① 状況

- 5月6日(金)に避難所(城東小学校)で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人(入院者21人)。
- 有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

② 対応

- 5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

【その他これまでの対応】

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- 現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布(5/7~)。

(11) アレルギー疾患関係

① 相談・ニーズのくみ上げ

- 熊本県からの依頼に応じて、学会、国立病院機構が連携し、熊本県に速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- 学会が被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

② 子どものアレルギーへの対応

- 保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済
- 避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済

③ その他

- 震災によりエピペン(※)を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いするチラシを避難所で配布、掲示。

(※)食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受

けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤

- 被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を发出（消費者庁・農水省・厚労省の連名通知）（4/22）。

（12）熱中症関係

- 被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。（4月22日、厚労省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡发出）
- 厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始（5月3日～）
- 避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。
- 復旧作業における熱中症予防対策
 - ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ（電解質補給用品（飴）約19,000、同（粉末）約17,000）を無償提供（順次実施）。
 - ② 復旧作業における熱中症を予防するため、作業現場の安全パトロールを実施し、作業員へ注意喚起（4/25～）。

（13）不眠への対応

- 専門家が作成した不眠対策のリーフレット（「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」（内山真日本大学教授他監修）を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布予定。

（14）復旧作業における健康と安全の確保

- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品を、企業からの無償提供を受けて配布（順次実施）。（4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等を配布、5月13日から追加で保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布。）
- がれき撤去作業など危険な作業が行われている地域などを中心に、労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施（4/25～。5月20日までに514現場のパトロールを実施。）。
- 建設業労働災害防止協会の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした安全講習会を熊本労働局（5月29日）及び福岡労働局（5月30日）で開催。
- がれき処理作業等に従事する作業員の石綿へのばく露の有無等を把握するため、がれき処理現場等における集積等作業中に発生する石綿の気中濃度の測定を実施（5/24～順次実施）

(15) 医療保険等における患者の一部負担金

- 4月21日付で、医療機関等における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む(817→)818健保組合、九州に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合8組合(国保・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽは免除、健保組合、国保組合は当面猶予)

(16) 子どものこころのケア

- 5月27日付けで、日本児童青年精神医学会が被災地への児童精神科医の派遣要請に応える旨について、熊本県・熊本市宛て事務連絡を发出した。

2 水道

(1) 被害状況

	総断水戸数		27日10時時点		30日17時時点	復旧率
被災地全域	445,857	→	83	→	75	99.9%
熊本市	326,873	→	0	→	0	100%
熊本市以外	118,984	→	83	→	75	99.9%

※ 家屋等損壊地域(約880戸)を除いている。(下記注2参照)

※ 熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

(単位：戸数)

都道府県	市町村	復旧見込み		計	備考 (市町村からの応援態勢)	参考 家屋等損壊地域 ^{注2}
		短期 (1週間程度)	中長期 (1ヶ月程度)			
熊本県	益城町	0	0	0		約(20→)10
	御船町	0	0	0		約100
	西原村	0	0	0	福岡市	約100
	南阿蘇村	(55→)47	28	(83→)75	状況に応じて追加応援要請	約670
計		(55→)47	28	(83→)75		約(890→)880

(注1) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(注2) 家屋等損壊地域は、地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため復旧見込みの対象に含めない。

(2) 応急給水の実施状況

- 被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施中。

	27日10時時点		30日17時時点
給水車を確保	6台	→	6台
応急給水を実施中	6台	→	6台
現場へ移動中	0台	→	0台
待機中	0台	→	0台

※ 熊本市は、5月2日をもって応急給水を概ね終了。

(3) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、
 - ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等
 - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや水道施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣など、総勢最大で1,000名体制で個別に必要な対応策を実施。

【復旧工事等に従事する技術系職員及び管工事業者数】

	活動中
熊本市	約240名
熊本市以外の自治体	約160名
合計	約400名

(4) 市民への対応

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行う。
- 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内70事業者が修理を実施。（上記約1,000名体制の外数）

3 熊本周辺の主要な医療機関の状況（厚労省調査）

(1) 概況

病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：12病院（5/17時点）

(2) 特に対応が必要となった病院の状況

- 10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、

他病院への患者搬送を実施。

(3) 医療機関における看護師の確保

- 熊本市民病院から周辺地域の1病院に14名、阿蘇地区の1病院に3名の看護師を派遣。
- 複数の赤十字病院から熊本赤十字病院に看護師31名を派遣。
- 複数の済生会病院から済生会熊本病院に看護師2名を派遣。
- 国立病院機構病院（熊本医療センター、熊本再春荘病院）に4月19日より同機構病院内から看護師を順次派遣していたが、5月8日をもって終了。
- 全日本病院協会、日本医療法人協会からAMATとして2病院に看護師等の派遣を行っていたが、4月28日をもって終了。

(4) 医療機関における水、食料の確保

- 交通事情の改善等により、26日までに要望のあった食品（4施設）及び飲料水（2施設）に関しては27日に解消された。

(5) 診療報酬の取扱い

- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合には、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。

4 福祉施設の状況

(1) 社会福祉施設の状況

① 高齢者施設

- 熊本県全域の1,234施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は14施設24名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は354施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

② 障害児・者入所施設の状況

- 熊本県全域の78施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2施設の一部の建物が損壊。

③ 児童入所施設の状況

- 熊本県全域の30施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は17施設。

(2) 事業者団体等への通知

- 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入りに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。（4/14～4/17）
- 4月21日付で障害福祉サービス等にかかる利用料の支払いを不要とするよう、自治体に対し要請。

(3) 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制

- 4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
- 4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
- 4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
※ 5月30日時点の各施設からの派遣要望数は98人。これに対し、同日時点で85人を派遣

(4) 避難所等における障害者、高齢者の要援護者に対する支援

- 4月28日、避難所等の支援ニーズに関する情報を集約し、ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援や、市町村による福祉避難所の増設等につなげるため、熊本県、厚生労働省現地対策本部、関係団体等による「職員派遣・支援調整協議会」を現地に設置することを決定。(第1回職員派遣・支援調整協議会を5月2日に県庁にて開催。)
- 同日、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会、日本介護福祉士会等の関係団体に対し、避難所等における障害者、高齢者等の要援護者に対する支援について協力を要請。
※ 日本介護支援専門員協会は、熊本県と連携し、地域包括支援センターの活動を支援するため、避難所等の巡回、介護相談、介護保険手続きの支援等の活動を実施中。
※ 日本介護福祉士会は、熊本県等と連携して、会員を益城町等に派遣し、避難所や福祉施設における介護が必要な方に対する支援活動を実施中。
- 5月13日付けで、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点等が積極的に整備されるよう、熊本県に通知を发出。

5 その他

(1) ボランティア

- 避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請(4月18日)。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。
- 一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、各地域の安全確保の状況を見つつ、順次、災害ボランティアセンターを開設し、避難所における物資の仕分けや避難所の運営支援、被災家屋の片付け等を実施。

- 4月19日開設：【熊本県】宇土市(2,699名)、宇城市(4,112名)、菊池市(777名)
- 4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村(3,884名)【大分県】由布市(204名)
- 4月21日開設：【熊本県】益城町(16,435名)、山都町(180名)
- 4月22日開設：【熊本県】熊本市(27,042名)、美里町(194名)、大津町(2,167名)、合志市(760名)、菊陽町(1,741名)
- 4月24日開設：【熊本県】西原村(5,707名)
- 4月25日開設：【熊本県】甲佐町(725名)
- 4月26日開設：【熊本県】嘉島町(1,560名)、阿蘇市(729名)
- 4月29日開設：【熊本県】御船町(2,498名)
- ※()内は5月29日までの延べ人数(累計71,414名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	5/25(水)	5/26(木)	5/27(金)	5/28(土)	5/29(日)
人数	1,043名	1,132名	1,096名	1,510名	716名

※5/29は天候不良により一部の市町村において活動を休止又は縮小

- 災害ボランティアセンターでは、継続的かつ一人でも多くの方々がボランティア活動に参画していただけるよう、募集対象地域の拡大や、フェイスブック、ツイッターを活用した情報発信などにより募集及び広報活動を強化。
- (2) 旅館・ホテル・公衆浴場等
- 旅館・ホテル等について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、積極的協力を文書で要請。
 - 現在、熊本県(健康福祉部薬務衛生課)では、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方などを対象に無料で受入れを進めており、5月30日17:00現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の6県で587組1,871名の方を受け入れ、本日以降の調整で71組157名の方の受入手続きを進める予定。
 - 浴場組合については、4月16日(土)から、被災者の無料入浴支援を開始(5月30日現在9施設)。
 - 被災者に厚生労働省の災害対応状況をわかりやすく伝えるため、厚生労働省ホームページにおける掲載内容を充実。
 - 福岡県介護支援専門員協会は、福岡県内のホテルに避難している高齢者に対し、ケアマネジャーによる介護相談等の支援を開始。
- (3) 雇用促進住宅の提供
- 雇用促進住宅について、76戸入居決定済(うち熊本県69戸)。第2回として

6月7日～10日の期間に熊本県内325戸、熊本県以外の九州各県240戸を募集。

(4) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の実施について

- 4月25日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（5月6日以降、順次受付開始）。

(5) 雇用保険の特例（※激甚災害の指定に伴う措置）

- 災害により休業した事業場の従業員に対し、休業をした場合も失業給付の対象とする雇用保険の特例措置を4月26日より実施。

(6) 雇用調整助成金の特例

- 事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を4月22日に公表。
- 休業に係る助成率の引上げや対象者の拡大などの、特例措置を5月16日より実施。

(7) ハローワークの相談対応

- 5月29日時点：地震関連の相談は、熊本労働局職業安定部及び管内ハローワーク全体で、14,966件（雇用保険関係 8,044件、雇用調整助成金関係 3,951件、仕事関係 1,762件、その他 1,209件）。なお、5月14日（土）、15日（日）、21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）は、熊本所、上益城出張所、阿蘇所の3所を開庁。
- 雇用調整助成金について、益城町商工会において、5月18日に説明会を実施したほか、ハローワーク上益城において、5月21日に相談・申請受付を実施。また、ハローワーク阿蘇、高森町役場及び南小国町商工会においても相談・申請受付を5月27日から順次開催予定（5/27、5/30、6/8、6/22、6/29）。
- 最寄りのハローワークへの交通事情が悪い南阿蘇地域の高森町役場において、職業相談、雇用保険の手続き等を実施（5/27、5/30、6/8、6/15、6/22、6/29）。また、益城町商工会においても職業相談、雇用保険の手続き等を6月1日と8日に実施予定。

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
5月30日（月）12:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭羽他	9.8	熊本県、大分県
	共同利用施設の損壊等	225箇所	196.5	熊本県、大分県、宮崎県
	農業用ハウスの損傷	119件	5.2	熊本県、大分県、宮崎県
	畜舎等の損壊	1,168件	127.8	熊本県、大分県、宮崎県
小計			340.4	
農地・農業用施設関係	農地の損壊	4,265箇所	122.7	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	農業用施設等の損壊	4,214箇所	491.0	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	（農業用施設： ため池、水路、 道路等）	4,170箇所	457.7	
	（農地海岸保全 施設）	41箇所	31.0	
	（農村生活環境 施設：集落排水 施設）	3箇所	2.3	
小計			613.7	

林野関係	林地の荒廃	403箇所	316.9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	36箇所	26.7	熊本県、大分県
	林道施設等	1,654箇所	10.3	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工・流通施設及び特用林産物施設等	22箇所	7.3	福岡県、熊本県、大分県、宮崎県
小計			361.2	
水産関係	養殖施設	120件	3.0	熊本県
	水産物	14件	1.5	熊本県、大分県
	漁場	1件	1.1	熊本県
	漁港施設等	18漁港	19.2	熊本県、大分県
	共同利用施設	15件	8.0	熊本県
小計			32.8	
合計			1,347.9	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。
引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス、すいか等の一部枯死被害が発生
- ・ カーネーション、コチヨウラン等の鉢物の一部落下被害が発生
- ・ 一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開中

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・ 水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,940箇所^の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
 - ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認
- ※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 点検対象122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・ 変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・ 農研機構の専門家（農業土木）9名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施

④ 農地・農業用施設

- ・ 約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、国営幹線水路からの取水はすでに可能となった他、県営以下の施設についてもほぼ通水可能
- ・ 国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・ 県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。熊本県から要請を受け、7海岸の復旧を国による直轄代行で実施
- ・ 益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したが、4月30日に仮復旧済。査定前着工（応急本工事）に向けた作業中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 山腹崩壊等の林地被害が、403箇所^で発生
（熊本県371箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、長崎県5箇所、大分県22箇所、宮崎県3箇所）

- ② 治山施設
 - ・ 36箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県31箇所、大分県5箇所）
- (2) 林道施設等
 - ・ 141路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生（熊本県112路線、佐賀県1路線、大分県10路線、宮崎県18路線）
- (3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等
 - ・ 22箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県17箇所、福岡県3箇所、大分県1箇所、宮崎県1箇所）

4 水産関係

一部施設に被害が発生したが、現在、水産物の水揚げや流通はおおむね順調に推移。

- ・ 熊本県の17漁港、大分県の1漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・ アサリ漁場（白川河口部）への堆積土砂の流入

5 卸売市場

一部地方卸売市場において施設に被害が発生。

- ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損
- ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・ 九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施（4月22日から5月24日まで、国出先機関支援チームに九州農政局から延べ823人、九州森林管理局から延べ132人派遣）
- ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
- ・ 現地の司令塔として農林水産技術会議事務局研究総務官を九州農政局に派遣し、生産現場の営農再開を支援
- ・ 生産局畜産部室長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査

- ・復旧支援を実施
- ・農業土木技術職員等26名（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員4名（林野庁4名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・九州森林管理局職員4名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
- ・政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・政策統括官穀物課長を大分県に派遣し、被害状況を把握
- ・本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組をサポート
- ・市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ17名の職員を交代で派遣
- ・農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し（5月26日から6月1日）、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導

7. 食料供給

4月17日（日）から19日（火）までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日（水）から22日（金）までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日（土）から25日（月）の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

・4月17日（日）～25日（月）（計204万食等）

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食
 カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食
 介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食
 ビスケット 9万食
 ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本
 粉ミルク（アレルギー対応含む）2t等

4月26日（火）以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

- ・ 4月26日(火)～5月6日(金) (計59万食等)
パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食
レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本
バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・ 農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催(計7回)するとともに、第7回より「平成28年熊本地震復興推進本部」と呼称
- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査(5月2日)
- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査(5月6日)
- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、山地の崩壊や農地の陥没・地割れなどの状況を調査(5月15日)
- ・ 既存の事業の運用を工夫することなどによる「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」(第一弾)を公表(5月9日)

【支援対策のポイント】

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業の発動
- ・ 災害関連資金の特例措置の実施(貸付限度額の引上げ、貸付当初5年間実質無利子化)
- ・ 手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成
- ・ 牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成
- ・ 被災農業者等の雇用支援 など
- ・ 補正予算で措置される復旧予備費を活用した追加対策(第二弾)を公表(5月18日)

【支援対策のポイント】

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業について、
 - (1) 補助率の引上げ、
 - (2) 撤去費用に対する助成、
 - (3) 加工用施設等を対象に追加
- ・ 農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援
- ・ 作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支

援

- ・被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援
- ・ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援
- ・山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援
- ・水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援 など
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置（農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全12件）
- ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を発出（4月15日、18日）
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を発出（4月26日）
- ・共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を発出（4月15日）
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を発出（4月15日、18日、25日、5月2日）
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を発出（5月2日）
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を発出（5月2日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を発出（4月15日）
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置（4月22日）
- ・環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（6月末日→8月末日）等をする事とし、九州農政局長に対し通知を発出（4月28日）
- ・平成28年産経営所得安定対策等に関する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月

- 後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を発出（4月27日）
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を発出（4月19日）
- ・多面的機能支払交付金について、活動要件等の特例について適切な運用を行うこと、また事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を発出（4月28日）
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を発出（5月9日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を発出（4月26日）
- ・水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を発出（4月27日）
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱いについて通知を発出（4月15日）
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を発出（4月18日）
- ・地震災害の査定前着工、多面的機能支払交付金の活用の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度等の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を発出（4月27日）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催（5月20日農業及び林業関係、5月23日水産関係）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催（5月23日から）

等

熊本県を震源とする地震の被害・対応状況について（第44報）

（5月31日（火）9：30時点）

平成28年5月31日
経 済 産 業 省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気】

●九州電力管内：

- ・4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。4月28日（木）21時36分、系統からの電力供給に切り替え完了。

【ガス】

●西部ガス管内

- ・供給停止：4月30日（土）13時40分、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除いて、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了。
- －供給停止戸数：0戸（4月30日（土）13時40分時点）

※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

●簡易ガス（九州全域）

- ・4月28日に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計101団地）で供給停止が解消。
- ・他県は被害情報無し。

●LPガス（九州全域）

- ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊したが、現在営業中。
- ・漏洩火災等の被害情報なし。熊本県内の充填所は全て営業中。

【石油】

- ・燃料の応援要請への対応については、4月16日に発動した石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を5月15日に終了。今後も需給状況を注視し、必要に応じて迅速に対応。
- ・熊本県内全SS（計797）：9割超（736ヶ所）の稼働を確認。

【小売】

○熊本県内の休業店舗の状況

(1) 大手コンビニ (休業中3店舗/全596店舗)

- ・ 立入禁止区域内店舗 : 1
- ・ 建物の安全性に問題がある店舗 : 1
- ・ 休業中の工場内にある店舗 : 1

(2) 大手スーパーマーケット (休業中6店舗/全57店舗)

- ・ 建物の安全性に問題がある店舗 : 6

【物資の調達状況】

※5/31 (火) 9:30 時点

5月14日以降は、これまでの国が発注主体となる「プッシュ型」支援に代わり、自治体の要請手続きに基づき物資を供給する「プル型」方式へと移行。

合 計		201 件	1,904,000 点程度
	到着済	196 件	1,902,000 点程度
	進行中	5 件	2,000 点程度

4/16(土)~5/26(木)

●到着済となった主要な物資

	日	要請元	物資	数量	状況
1	4/21~ 5/3	政府	段ボール製 簡易ベッド	3,000	5/13 までに全量到着済。
2	4/20~ 5/6	政府	パーテーション	3,620	5/17 までに全量到着済。
3	4/22	政府	タブレット型端末	1,000	4/24 に全量到着済。
4	4/19~ 4/27	政府	歯ブラシ・歯磨き粉 等	12,356	4/30 までに全量到着済。
5	4/19~ 5/2	政府	シャンプー等	9,940	5/7 までに全量到着済。
6	4/19	政府	基礎化粧品 (化粧水等)	95,078	4/27 に全量到着済。
7	4/19~ 4/23	政府	下着	231,331	5/8 までに全量到着済。

8	4/23～ 5/3	政府	ビニール袋	120,220	5/12 までに全量到着済。
9	4/19～ 4/26	政府	ガスコンロ等	1,504	4/26 までに全量到着済。
10	4/19～ 4/26	政府	ガスボンベ等	4,016	4/26 までに全量到着済。
11	4/20	政府	仮設トイレ	460	5/13 までに全量到着済。
12	4/18, 26	政府	簡易トイレ・付属品	16,250	4/22 までに 13,539 到着済。 残りは消防庁が提供済。
13	4/16	熊本 政府	便袋	190,000	4/18 までに全量到着済。
14	4/25～ 4/27	政府	水タンク	640	4/29 までに全量到着済。
15	4/16～ 4/27	熊本 政府	トイレット ペーパー	69,440	5/4 までに全量到着済。
16	4/20～ 5/2	政府	ペーパータオル	68,630	5/6 までに全量到着済。
17	4/27～ 5/2	政府	仮設トイレ用 消毒液	3,000	5/8 に全量到着済。
18	4/23	政府	仮設トイレ用 消臭液	720	4/27 に全量到着済。
19	4/20～ 5/6	政府	消臭剤等	1,995	5/11 までに全量到着済。
20	4/21～ 4/27	政府	便座 (和洋アダプタ)	500	4/26 までに全量到着済。
21	4/16～ 4/20	熊本 政府	ビニールシート	5,800	4/21 までに全量到着済。
22	4/22～ 4/25	政府	ブルーシート	29,000	5/1 までに全量到着済。 (自治体及び韓国協力分含む)
23	4/23～ 5/11	政府	土嚢袋	215,000	5/18 までに全量到着済。
24	5/4	政府	うちわ	10,000	5/14 までに全量到着済。
25	5/11	政府	テレビ	13	5/23 に全量到着済。
26	5/11	政府	冷蔵庫	53	5/24 に全量到着済。
27	5/11	政府	スポットクーラー	56	30 日到着済。
28	5/11	政府	大型扇風機	152	30 日到着済。

※ 製氷機については、現地調達で 10 台導入済。

・費用は工事費・配送費は政府負担、レンタル費用は県負担。

●進行中の案件

	日	要請元	物資	数量	状況
1	5/11	政府	パーテーション(布)	1,150 区画	582区画設置済、残りは現地と調整中。
2	5/11	政府	蚊帳	150	設置中。
3	5/11	政府	洗濯機	110	85台設置済。残りは現地と調整中。
4	5/11	政府	乾燥機	123	98台設置済。残りは現地と調整中。
5	5/11	政府	空気清浄機	118	115台設置済。残りは現地と調整中。

【サプライチェーン（自動車）】

<トヨタ自動車>

- トヨタ自動車九州（福岡県宮若市等／完成車及び部品工場）は、4/18（月）から段階的に国内の完成車組立てラインの過半の稼働を停止していたが、4/25（月）以降段階的に国内の完成車組立てラインを稼働。5/6（金）以降、全ての完成車組立てラインの稼働を再開。
- 今後も部品の供給状況等を継続的に確認しながら稼働を判断。

<ダイハツ工業>

- ダイハツ九州中津工場（完成車）及び久留米工場（エンジン）は、4/18（月）から4/22（金）まで稼働停止を決定（4/17）したが、5/9（月）以降、通常稼働。
- 今後も部品の供給状況等を見ながら判断。

<本田技研工業>

- 本田技研工業熊本製作所（熊本県大津町（おおづまち）／二輪車完成車工場）は、4/14（木）夜から4/28（木）まで稼働を停止していたが、5/6（金）より一部稼働を再開。今後、状況に応じ段階的に生産を再開し、8月中旬の完全復旧を見込む。

<アイシン九州>

- 自動車のドア部品やエンジン部品を製造するアイシン九州（熊本市）は、地震により4/15（金）より稼働を停止。
- 工場内から生産設備、金型等を搬出し、愛知県内にある親会社のアイシン精機やグループ会社の工場、九州地区の協力会社において、4/23（土）から段階的に代替生産を開始。
- 8月以降、工場の復旧作業が終わり次第、代替生産している部品の生産を順次、工場に戻す方向で調整中。

<ルネサス セミコンダクタ マニュファクチュアリング>

- 車載用半導体を製造する川尻工場（熊本市南区）が4/15（金）から稼働停止。4/22（金）から一部工程において生産再開。5/22（日）に震災前の生産能力に復帰。

<三菱電機パワーデバイス製作所>

- 自動車用パワー半導体等を製造する熊本工場（合志市（こうしし））が4/14（木）夜から稼働停止。5/9（月）から一部生産を再開。5/31（火）に震災前の生産能力に復帰させる予定。

【中小企業等】

<体制整備>

- 中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置（4月18日）
- ・ 中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣・常駐化（4月18日～）
 - ・ 林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。中小企業支援機関と意見交換し、更なる協力を要請（4月25日）
 - ・ 鈴木副大臣が大分県（別府市・由布市）を訪問。被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業等と意見交換（5月1日）
 - ・ 林大臣が熊本県を訪問。熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月7日）
 - ・ 中小企業庁長官が熊本県を訪問。県会議員や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月12日）
 - ・ 中小企業庁経営支援部長が熊本県を訪問。熊本県副知事、中小企業支援機関に熊本地震復旧等予備費を説明するとともに意見交換（5月31日）

<相談対応>

- 被災中小企業向けの「特別相談窓口」を設置（4月15日～）
- ・ 熊本県：23ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、よろず支援拠点、九州経済産業局等）
相談件数：5,576件（5月30日時点）
 - ・ 大分県：21ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、九州経済産業局等）
相談件数：537件（5月30日時点）
- 九州地域の商店街に専門家を順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応（4月25日）

○熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」への中小機構の専門家等を派遣や、熊本県や県内支援機関等と連携した専門家による巡回・訪問相談を実施（5月7日）

○相談窓口への電話一本で（事前手続なしで）の専門家派遣を実施（5月7日）

○熊本地震により被害を受けた商店街からの求めに応じ、震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を無償で派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝える研修を実施（5月24日）

<金融支援>

○セーフティネット保証4号（熊本県：4月15日、大分県：4月26日、鹿児島県：5月6日、長崎県：5月13日、宮崎県：5月17日、佐賀県：5月25日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を別枠で100%保証（二階建て保証）

○激甚災害法に基づく災害関係保証（熊本県（直接被害のみ）：4月25日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を上乗せ（実質三階建て保証）

○日本政策金融公庫、商工中金による災害復旧貸付（熊本県：4月15日）
－別枠で1億5000万円、10年以内（据置2年以内）、利下げ（当初3年間▲0.9%）

○政府系金融機関による既往債務の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化等、負担軽減措置を実施（4月15日・25日）

○小規模企業共済災害時貸付の適用（4月15日（20日に更に深掘り））
－限度額1000万円→2000万円、期間3年又は5年、金利0.9%→0%

○特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」を開設（4月27日18時時点で相談件数18件）。（独）INPITの熊本県知財総合支援窓口（※）のサービス業務を再開（4月26日）。

<関係機関への要請等>

○関係団体に対する下請中小企業への配慮要請

- ・公正取引委員会が作成した「下請法上の留意点（Q&A）」を370団体に周知（4月15日）
- ・親事業者による下請事業者に対する一方的な負担の押しつけの防止、復旧後の調達再開への配慮等につき、864団体に要請（4月25日）
- ・下請中小企業に対する今後の発注の方針や計画についての情報提供を、親事業者に対して要請（5月13日）

○官公需における受注機会の増大を図るため、被災地域の中小企業に対する適正な納期・工期の設定や迅速な支払等を各府省や都道府県に要請（4月27日）

○小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化について、実施団体（全国商工会連合会商工会、日本商工会議所）に要請（4月28日）

<その他（手続緩和等）>

○小規模事業者持続化補助金等、公募中の補助金の公募期間を延長（4月22日、27日、5月10日、5月17日、5月19日）

○中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限を延長（4月21日）

○中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化（4月22日）

○共済事業に関する手続緩和（契約証書の紛失時の便宜、共済金の支払いの迅速化、共済掛金の猶予期間の延長）（4月22日）

○熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業対策、観光対策を実施する。具体的には、中小企業の設備・施設の復旧支援のためのいわゆる「グループ補助金」に400億円、金融支援のために200億円、外国人観光客向けのPRに20億円など、総額675億円を支出することとした（5月31日）。

○熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、熊本現地において、商工会・商工会議所など中小企業支援機関向けに説明会を開催（5月31日）

○ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」について、優れた製品・技術を持つ熊本県及び大分県の中小企業についての応援サイトを開設。（5月11日）

○輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続きを行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用（許可書の再発行等）を行う。（4月20日午後）に当省貿易管理HPで通知）

※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

<広報・情報提供>

○被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版、5月20日に第五版、5月31日に第六版を発行

○中小企業庁HP、twitter及び中小企業支援サイト「ミラサポ」による情報提供（4月15日～）

【その他】

○ボランティア派遣協力依頼文書の発出：被災地域のボランティア不足を受け、九州経済連合会会長及び九州各県商工会議所連合会会長（熊本・大分県を除く）宛てに九州経済産業局長名で発出（5月10日）

○経済産業省（本省、九州経済産業局）から熊本県へ12名を派遣（5月31日9:30）

(別添)

経済産業省関係 平成28年度熊本地震復旧等予備費の概要について

平成28年5月31日
経 済 産 業 省

1. 被災中小企業対策関係

(1) 金融支援関係

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

200.0億円

1) 政策金融

日本政策金融公庫・商工中金が実施している災害復旧貸付等を拡充し、「平成28年熊本地震特別貸付」を創設する。これにより、直接被災事業者のみならず、その取引先の間接被害者や九州地方で風評被害を受けた事業者にまで対象を拡充し、貸付金利を引き下げる。

(措置の概要)

①今般の地震により直接被害を受けた熊本県内の中小企業

当初3年間：基準金利(災害)－0.9%

(－0.9%の限度額：公庫中小・商中1億円、公庫国民3千万円)

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)－0.5%

(貸付限度額：公庫中小・商中3億円(別枠)、公庫国民6千万円(上乗せ))

②直接被害を受けた熊本県内の企業(大企業を含む)と一定の直接取引があり、業況が悪化している中小企業

当初3年間：基準金利(災害)－0.5%

(－0.5%の限度額：公庫中小・国民・商中3千万円)

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)－0.3%

(貸付限度額：公庫中小・商中3億円(別枠)、公庫国民6千万円(上乗せ))

③上記①②以外で、今般の地震により、業況が悪化している中小企業(九州区域内の風評被害による影響を受けた中小企業を含む)

基準金利－0.3%

(貸付限度額：公庫中小・商中7.2億円(別枠)、公庫国民4.8千万円(別枠))

(参考) 基準金利(災害)：中小事業1.30%、国民事業1.40%

基準金利：中小事業1.30%、国民事業1.85%

(平成28年5月時点)

(別添)

2) 信用保証

信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」の対象地域を、熊本県はもとより、観光産業を中心に影響が広がる九州地方の各県に順次拡大して実施しているところ(※)、引き続き被害を受けた中小企業のニーズにしっかりと応じられるよう、財政面での支援に万全を期す。

※5月31日現在、熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県を対象地域としている
(保証条件)

- ①対象者：指定地域内の業況が悪化している中小企業
(市町村が認定：直接被害、間接被害(風評被害含む)を受けた中小企業)
- ②対象資金：事業の復旧に必要な設備資金、運転資金
- ③保証割合：100%保証
- ④保証限度額(別枠)：無担保8,000万円、普通2億円
- ⑤保証人：原則第三者保証人は不要

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

1. 8億円

平成28年熊本地震により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)制度の災害対応特枠として、以下の措置を実施する。

- ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
- ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害0.9%、間接被害0.5%引下げ

※ 災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象。

※ 通常の金利：1.30%(平成28年5月時点)

(2) 施設・設備復旧関係

○中小企業等グループ補助金

400.0億円

平成28年熊本地震により被災した地域(熊本県、大分県)の中小企業等グループが復興事業計画を作成し、グループに参加する事業者がこれに基づいて行う施設復旧等に対し、その費用の3/4<中小企業・小規模事業者・中小企業事業共同組合等>または1/2<その他の者※>を補助する(そのうち国が1/2または1/3、県が1/4または1/6を補助する)。

また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助する(補助率は上記と同様)。

※資本金10億円未満の企業(中堅企業)等。

(別添)

○中小企業組合共同施設等復旧事業

11.9億円

平成28年熊本地震により被災した地域(熊本県)の中小企業組合、商工会、商工会議所等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の3/4(国が1/2、県が1/4)を補助する。

○商店街震災復旧等事業

11.0億円

平成28年熊本地震により被災した地域(熊本県)の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の3/4(国が1/2、県が1/4)を補助する。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額(上限100万円)を補助する。

○被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

2.5億円

平成28年熊本地震の被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS(サービスステーション)の機能回復のため、被害を受けたSSについて、計量機、防火塀、燃料タンク等の設備の補修又は入換工事に要する費用の3/4を補助する。

(3) 持続化支援

○小規模事業者持続化補助金

25.0億円

平成28年熊本地震による影響を受けた地域(九州地方)の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む際に必要な経費の2/3を補助する(熊本県・大分県に所在する事業者は上限200万円、福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者は上限100万円)。

○中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

2.8億円

平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の経営課題解決を支援するため、①九州地域のよろず支援拠点のコーディネーターの増員、②九州地域の中小企業・小規模事業者への専門家派遣(無料、原則3回まで)、③地域経済への影響の大きい誘致企業・中堅企業の事業再開等のサポート体制の強化を行う。

(別添)

2. 観光対策関係

○九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

20. 2億円

平成28年熊本地震による直接被害・観光客の急減により大打撃を受けている九州経済の復興のため、①訪日外国人消費データの分析（口コミ情報・SNS投稿等のビックデータ分析等）、②魅力的な地域資源の海外発信（優れた地域産品のプロデュース・海外メディアへの発信等）、③海外展示会への地域産品の出展等を行う。

(別添)

(各事業のお問い合わせ先)

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

中小企業庁 金融課長 小林

担当者：赤松、岩坂、葉山

電話：03-3501-1511 (内線：5271~5)

03-3501-2876

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

○小規模事業者持続化補助金

中小企業庁 小規模企業振興課長 苗村

担当者：松田、楠木、中谷、木村

電話：03-3501-1511 (内線：5382~5)

03-3501-2036

○中小企業等グループ補助金

○中小企業組合共同施設等復旧事業

中小企業庁 経営支援課長 横島

担当者：戸塚、高月、川崎(グループ補助金)、松田、鹿嶋(復旧事業)

電話：03-3501-1511 (内線：5331~5)

03-3501-1763

○商店街震災復旧等事業

中小企業庁 商業課長 藪内

担当者：芳田、加藤

電話：03-3501-1511 (内線：5361~6)

03-3501-1929 (直通)

○中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

中小企業庁 経営支援課長 横島

担当者：戸塚、中島、沖、嘉見

電話：03-3501-1511 (内線：5331~5)

03-3501-1763

地域経済産業グループ 産業施設課長 津村

担当者：古谷野、大光

電話：03-3501-1511 (内線：2781~6)

03-3501-1677

○被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課長 佐合

担当者：小野澤、家田

電話：03-3501-1511 (内線：4661~4663)

03-3501-1320

○九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

商務情報政策局 生活文化創造産業課長 西垣

担当者：福永、中山、小林

電話：03-3501-1511 (内線：3651~3654)

03-3501-1750

平成28年熊本地震についての国土交通省の対応状況

国土交通省の主な対応

(1) 住環境

■ 応急的な住まいの確保等

- ・ 応急仮設住宅：16市町村で2,175戸の建設に着手 (5/31までの累計)
※熊本市(くまもと市) 193戸、宇土市(うとし) 66戸、宇城市(うきし) 133戸、美里町(みさとまち) 18戸、御船町(みふねまち) 116戸、嘉島町(かしままち) 192戸、益城町(ましきまち) 829戸、甲佐町(こうさまち) 90戸、山都町(やまとちょう) 6戸、大津町(おおづまち) 33戸、菊陽町(きくようまち) 20戸、阿蘇市(あそし) 45戸、産山村(うぶやまむら) 5戸、南阿蘇村 99戸、西原村(にしはらむら) 302戸、氷川町(ひかわちょう) 28戸
- ・ 民間賃貸住宅の空室提供：県内で3,748戸を提供済み (5/30集計)
- ・ 公営住宅等の空室提供：全国で1,501戸(九州内で1,372戸)入居決定済み (5/30集計)

■ 二次的避難所の確保

- ・ 旅館・ホテルへの被災者受入れ：5月25日現在、1,887名を受入決定済
- ・ 八代港での民間フェリー「はくおう」：のべ2,605名を受け入れ、5月29日に宿泊サービス終了

■ 建築物、宅地の危険度判定

- ・ 被災建築物：18市町村で56,755件実施 (5/29現在)。
※現在は住民等からの要望に応じた個別の判定を実施
- ・ 被災宅地：12市町村で19,645件実施 (5/29現在)

(2) 大規模被災インフラの復旧

■ 阿蘇大橋地区(斜面对策、国道57号・325号、JR豊肥(ほうひ)線)

- ・ 阿蘇大橋地区崩壊斜面箇所の斜面安定化と国道57号・325号、JR豊肥線の一体的な整備に向け、国の技術力の総力を結集して早期復旧・供用を目指す。(斜面安定化対策は直轄砂防、国道325号阿蘇大橋の復旧は直轄代行で実施。)

- ・斜面对策については、伸縮計等により亀裂を監視しながら、無人機械により斜面下部の土留盛土工を実施中(5月23日より)。
- ・国道325号阿蘇大橋に関する技術検討会の意見を踏まえ、地質調査を実施中。

■土砂災害による二次被害防止

- ・土砂災害による二次被害の防止を図るため、立野川地区や高野台地区等8箇所において、災害関連緊急砂防事業等の実施を決定(5/23)

■大規模災害復興法に基づく国による代行の実施

- ・俵山(たわらやま)トンネルを含む県道熊本高森線(約10km)と、阿蘇長陽(ちようよう)大橋を含む村道栃の木～立野線(約3km)の復旧について、地質調査を実施中。

(3) 交通

■道路関係

- ・九州自動車道 益城(ましき)熊本空港IC～嘉島(かしま)JCTについては、木山川(きやまがわ)橋の橋桁等の補強が完了したことから、明日6月1日朝より、速度規制を50km/hに緩和する予定
- ・熊本・大分・宮崎各県内の国道・県道・市町村道 270箇所程度で通行止め

■鉄道関係(運転休止)

- ・JR九州 豊肥線(肥後大津(ひごおおつ)駅～豊後萩(ぶんごおぎ)駅間)
 - ※被災箇所(阿蘇大橋地区を除く)の調査を終え、現在、復旧方法等の検討及び復旧作業中
 - ※バスによる代行輸送
 - ・宮地(みやじ)駅～豊後萩駅間:当分の間実施
 - ・肥後大津駅～宮地駅間:当分の間(平日朝夕のみ)実施
- ・南阿蘇鉄道 全線
 - ※4月末に現地調査を実施し、被害箇所を特定。復旧方法等は今後調査予定
 - ※緊急通学バスの運行を南阿蘇村と高森町(たかもりまち)が合同で、1学期間を目途に実施

■空港関係

- ・熊本空港:現在、旅客便は通常の約9割運航中。6月2日より国内線全便が運航再開予定。
 - ※ターミナルは5月19日に応急復旧が完了
 - ※ターミナルの本格復旧:詳細調査後、熊本県、民間ビル会社等の意向を踏まえ、検討

(4) 観光

■熊本城の復旧

- ・熊本城の復旧に向けた「熊本城公園復旧推進調整会議(熊本市、熊本県、文化庁、国土交通省)」を開催(5/12)し、石垣の被害拡大を防ぐための応急的な雨水対策の実施に向けた調整等を実施
- ・文化庁と連携し、天守閣等の公園施設の復旧を災害復旧事業により支援予定(文化庁は宇土櫓(うとやぐら)、石垣等の文化財等の復旧を支援予定)。

■「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」の策定

応急的取組

- ・熊本県・大分県における旅館ホテル等の復旧費用に対する補助、いわゆる「中小企業グループ補助金」の創設(予備費400億円の内数)のほか、政府系金融機関や雇用保険による支援措置等

観光需要回復に向けた短期的対応

- ・国内外からの旅行者を対象にした「九州観光支援のための割引付き旅行プラン助成制度」の創設(予備費180億円)
- ・国内外への集中的かつ大規模なプロモーションの実施等

より魅力的な観光地域としての復興、発展を支援する中長期的対応

- ・熊本城をはじめとする九州を代表する観光施設・文化財の早期復旧支援等を盛り込んだ、全省庁一体となった九州全域の観光復興に向けた対策を5月31日に策定。今後、確実に実行。

市町村支援等

- TEC-FORCE のべ8,259名(5月26日まで派遣)
- リエゾン のべ2,076名(5月31日現在24名)
熊本県庁2、益城町2、御船町2、南阿蘇村2、宇土市2、阿蘇市2、菊陽町2、大分県庁2、熊本現対本部6、八代港2
- 照明車、対策本部車、衛星通信車等 12台
- 海洋環境整備船及び海上保安庁巡視船等 148隻・日
- 5月31日、熊本市内のガレキ仮置場の1つとして熊本港を活用する方向で地元関係者との調整を開始

大規模被災インフラの復旧



①

阿蘇大橋地区



地質調査状況



無人機械による施工状況



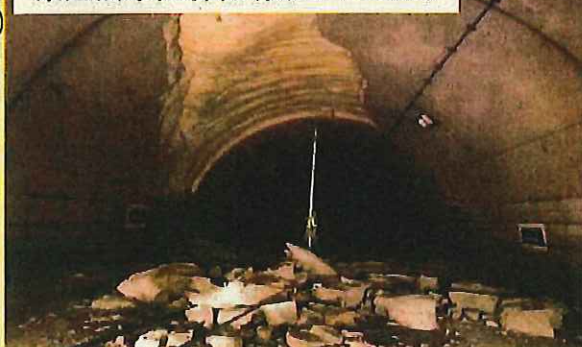
撮影日：平成28年5月26日

撮影日：平成28年5月30日

- 国道325号阿蘇大橋に関する技術検討会の意見を踏まえ、地質調査を実施中。
- 斜面对策は、伸縮計等により亀裂を監視しながら、無人機械により土留盛土工を実施中(5/23～)。

②

県道熊本高森線(俵山トンネル)



村道栃の木～立野線(阿蘇長陽大橋)

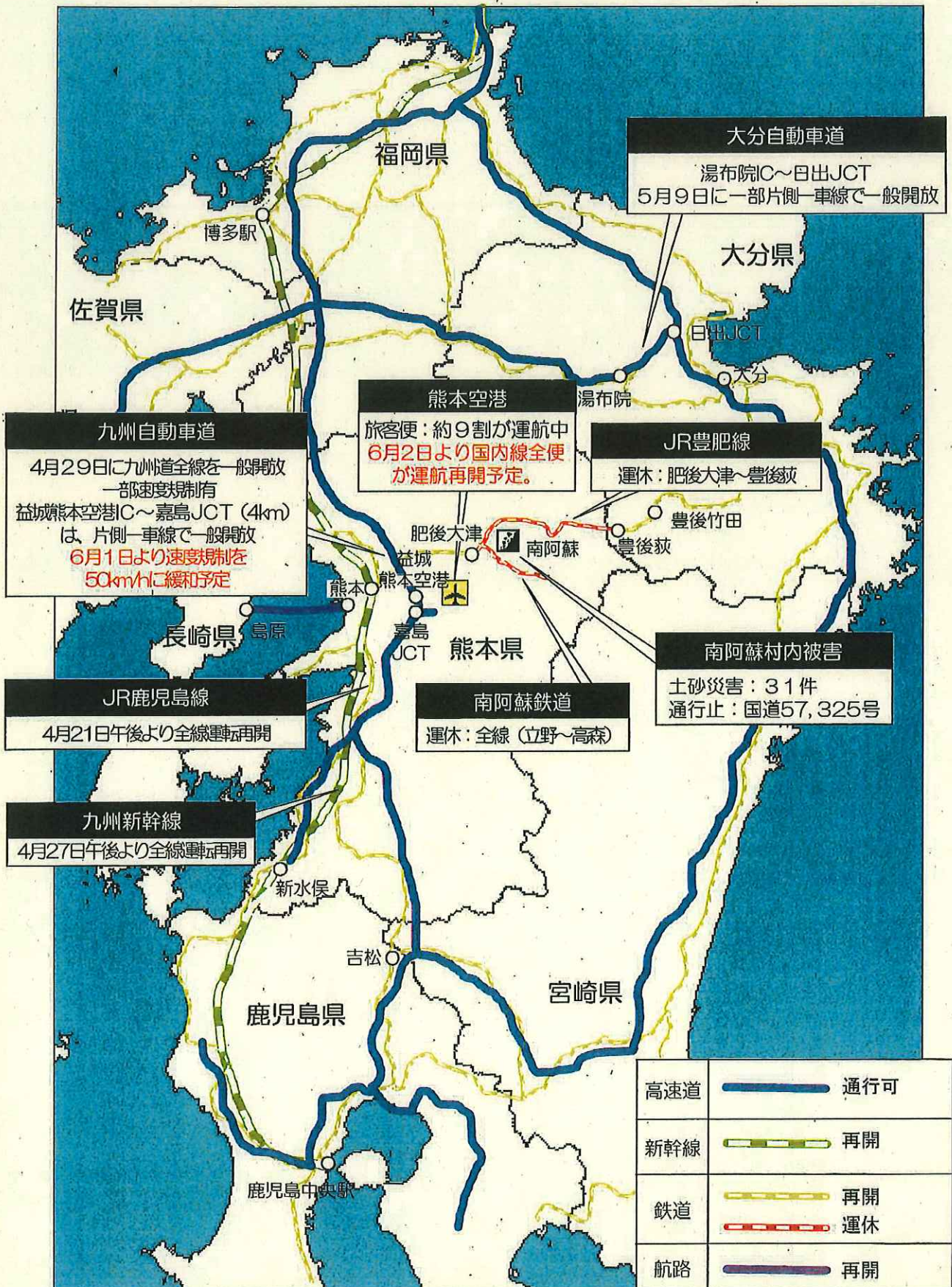


○俵山トンネルや阿蘇長陽大橋等の復旧について、直轄代行で実施

熊本地方を震源とする地震について

国土交通省関連

※5/31 10:00現在



被災者に対する避難所・住まい提供の流れ

平成28年5月31日

I. 避難所の確保

①一次避難所

- ・学校、公民館などの公的施設

【187ヶ所 8,231人】

②二次避難所

- (1) 宿泊施設

2,028名受入決定済
(5/30現在)

- (2) 船舶 2,605名受入(5/29終了)

※このほか益城町においてトレーラーハウスを福祉避難所として利用

被災建築物

応急危険度判定の実施(4/15～)

18市町村、56,755件実施
(5/29現在)

※被害が大きい地区や避難所から帰宅できない者が多い地区などを中心に、5/5までに面的な判定は完了(県外からの応援も完了)

※現在は、住民等からの要望に応じた個別の判定を実施

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

①公営住宅等の空室提供

熊本県内計： 1,216戸(うち入居決定 837戸)

- ・熊本県 : 191戸(うち入居決定 65戸)
- ・熊本市 : 471戸(うち入居決定 471戸)
- ・その他市町村 : 219戸(うち入居決定 76戸)
- ・国家公務員宿舎等 : 266戸(うち入居決定 156戸)
- ・雇用促進住宅 : 69戸(うち入居決定 69戸)

※上記以外に今後、約300戸の供給余力あり

九州全体計： 5,066戸(うち入居決定 1,372戸)

- ・熊本県以外の九州各県： 3,295戸(うち入居決定 420戸)
- ・U R : 367戸(うち入居決定 41戸)
- ・国家公務員宿舎 : 122戸(うち入居決定 67戸)
- ・雇用促進住宅 : 66戸(うち入居決定 7戸)

全国： 11,215戸(うち入居決定 1,501戸)

- ・九州以外の都道府県 : 6,149戸(うち入居決定 129戸)

②民間賃貸住宅の空室提供※

・県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設(4/25)

・被災者の申込みを受け順次空室を提供：3,748戸(5/30集計分)
※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅(いわゆる、みなし仮設)として提供される

③応急仮設住宅の建設

- ・16市町村で2,175戸の建設に着手(5/31までの累計)
(熊本市193戸、宇土市66戸、宇城市133戸、美里町18戸、御船町116戸、嘉島町192戸、益城町829戸、甲佐町90戸、山都町6戸、大津町33戸、菊陽町20戸、阿蘇市45戸、産山村5戸、南阿蘇村99戸、西原村302戸、永川町28戸)

・UR、地方公共団体職員による建設業務支援(15名体制)

III. 恒久的な住まいの確保

- ・自力での再建・補修等を支援

①被災者生活再建支援金制度

②住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

・電話相談(4/15～)

③再建・補修等の相談体制の整備

- ・電話相談(4/26～)
- ・専門家の派遣(4/29～)

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

『九州の観光復興に向けての総合支援プログラム』

平成 28 年 5 月 31 日
観光戦略実行推進タスクフォース

九州は、阿蘇山をはじめとした魅力的な観光地を多数抱え、日本を代表する人気の旅行先であるが、平成 28 年熊本地震により、熊本県・大分県内の旅館・ホテルの施設・設備への直接的被害のみならず、九州全域でのキャンセルの発生による間接損害が多数発生している。

観光は、九州経済を支える基幹産業であり、観光産業への被害は、他の産業にも多大な影響を及ぼし、中小企業者の経営、地域の雇用にも深刻な影響をもたらしかねない。

このため、政府一丸となって、九州の観光復興をいち早く遂げるため、安倍内閣としての『できることは全てやる』の方針のもと、以下の施策に迅速に取り組むこととする。

I. 応急的取組み

中小事業者等の多い観光業において、施設・設備に対する直接的被害の回復・修復を支援するとともに、キャンセル等による間接的損害への対応も含めて、当面の経営を資金的に支え、観光客の受入を再開・継続するための取組を応急的に実施する。

- ① 日本政策金融公庫等は、熊本県・大分県において既往貸付の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、書類提出の簡素化等を実施（実施中）
- ② 熊本県内をはじめとする金融機関に対して、返済の猶予等顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請。（実施中）
- ③ 直接的・間接的被害を受けた熊本県内をはじめとする中小企業者等向け貸付・債務保証制度の拡充。（一部実施中）予備費 204 億円の内数
- ④ 従業員の雇用を守るべく雇用調整助成金の全国的な特例（事業活動縮小の確認期間の短縮化等）に加え、九州 7 県については、助成率引上げの特例を実施。（実施中）
- ⑤ 熊本県域を対象に雇用保険の失業給付の特例を実施。（実施中）
- ⑥ 熊本県、大分県における旅館・ホテル等の施設・設備の復旧費用に対する補助（「中小企業等グループ補助金」）の創設。（実施予定）
予備費 400 億円の内数

Ⅱ. 当面の観光需要回復にむけた短期的対応

九州の観光業にとって、最大の書き入れ時である夏休み（7月下旬から9月中旬）の旅行需要を速やかに回復させるとともに、秋以降の国内観光・インバウンド観光需要の創出に向けた取組を強力に展開する。

1. 観光地の魅力回復・国内外からの旅行需要の創出

- ① 国内外からの旅行者を対象にした「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」の創設。

（実施予定）

予備費180億円

- ② ホテル・旅館の避難所としての位置付けの促進及び位置付けられたホテル・旅館の耐震改修に対する重点的支援（都道府県耐震改修促進計画に避難所として位置付けられた施設に対する補助率引き上げ措置の適用）。

（実施中）

- ③ 観光地域振興の関連事業の重点配分、優先採択、補助率嵩上げ。

（実施予定）

- ・「観光地魅力創造事業」（28年度分）における『九州粹』の創設及び重点採択。
- ・『阿蘇くじゅう観光圏』（阿蘇市ほか）及び『豊の国千年ロマン観光圏』（別府市ほか）に対する補助率のかさ上げ。
- ・「テーマ別観光による地方誘客事業」（28年度分）における九州関係事業の優先採択。
- ・温泉アイランド九州広域観光周遊ルートの形成促進のため、28年度予算の重点配分により、観光地域の復興に助言する専門家チームを優先派遣。

2. 国内外への正確な情報発信・効果的なプロモーションの実施

- ① 各国による九州地方への渡航制限や自粛要請について情報収集を行うとともに、各国に対し必要な働きかけを実施。

（実施中）

- ② 都道府県教育委員会に対し、九州方面への修学旅行の取りやめについて慎重な対応の働きかけを実施。

（実施中）

- ③ 日本政府観光局（JNTO）を中心に大規模な海外誘客プロモーションを展開するとともに、九州地方の魅力的な地域産品等を海外に発信。

（実施予定）予備費20億円

- ・九州地域への旅行商品を扱う海外の旅行会社を対象とした説明会の実施及び、旅行関係者の九州地域への招請。
- ・旅行会社や航空会社と連携して、九州向け旅行商品や航空路線について共同広告を実施。
- ・海外から、九州地方へのインセンティブツアーの開催に対する支援を実施。
- ・九州観光推進機構等と連携し、海外の旅行博で九州の観光の魅力を発信。
- ・海外の有カメディアや影響力のあるブロガー等を招請し、九州の観光地の正確な現状や観光、地域産品等の魅力の発信を促進。
- ・九州の観光、地域産品等の魅力を広く一般消費者向けに発信するため、テレビ・新聞・雑誌・オンラインメディア等で広告を展開。

- ・地域産品プロデューサーの招へい・現地派遣、コンテンツ制作・発信、海外展示会出展等による、九州地方の魅力的な地域産品等を海外に発信するとともに、外国人のSNS上の口コミ情報等の分析、九州を訪問した外国人の訪問先・購買履歴等のデータの収集・分析を実施。

④ (公社)日本観光振興協会・(一社)日本旅行業協会・(一社)全国旅行業協会・(一社)九州観光推進機構を中心に、交通・観光事業者とも連携し大規模な九州国内旅行プロモーションを実施。(一部実施中)

⑤ 九州各地での政府主催の会議等の開催と、民間の会議主催者等に対する九州開催の要請。(実施予定)

⑥ 政府関連の機関・媒体を最大限に活用して九州の魅力を情報発信。(一部実施中)

- ・放送コンテンツを活用した九州観光情報の海外発信
- ・海外での講演会等の実施により九州を中心とした日本ブランドの発信
- ・外国報道関係者の招へい及び九州取材機会提供
- ・広報制作物(雑誌、ウェブサイト、SNS等)による九州に関する情報の発信
- ・在外公館等を通じた文化事業・地域の魅力発信事業等の実施
- ・温泉地の現状に関する正確な情報の発信
- ・国内外向け発信サイトやイベントを活用したグリーン・ツーリズムを実践する地域や世界農業遺産認定地域に関する情報の発信
- ・国立公園を含む自然資源を活用した観光情報やエコツーリズムに関する情報の発信

Ⅲ. より魅力的な観光地域としての復興、発展を支援する中長期的対応

被災した観光施設等を単に原形復旧するだけでなく、内外の観光客にとって、より魅力的で快適なものとなるよう、景観の向上や安全面向上等の取組を進めていく。

- ①九州を代表する熊本城、阿蘇神社、阿蘇くじゅう国立公園、くまもと自然休養林などの観光施設・文化財の早期復旧支援。 (実施予定)
- ②九州に専門家等を派遣し景観計画の策定を支援すること等により、従前よりも景観の優れた観光地となるよう支援。 (実施予定)
- ③宿泊施設等から外国人旅行者を安全に避難誘導する『避難誘導マニュアル』作成のための実証事業の実施。 (実施予定)
- ④災害時に外国人旅行者向け情報発信を行う観光案内所に対する補助の創設。(「受入環境整備緊急対策事業」の拡充) (実施予定)
- ⑤株式会社日本政策投資銀行が地域経済活性化支援機構及び九州の地域金融機関と組成した「九州観光活性化ファンド」や同行が被災事業者における復旧等の取組を加速させるために創設する新たなファンド等を通じ、観光産業の活性化に資する成長投資に必要な資金を供給する。(一部実施中)

上記の復興を支える交通インフラ(道路、鉄道、航空等)については、早期復旧及び更なるアクセス強化を図るとともに、復旧状況や開通時期等について、観光地へのアクセスを支援するという観点からわかりやすく情報提供を行う。

平成28年熊本地震の環境省関連の対応について

平成28年5月31日

1. 廃棄物対策

支援体制	<p>○環境省九州地方環境事務所による「現地支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 熊本県現地支援チーム(熊本市内) … 県内被災地域支援の司令塔(20名規模)➢ 熊本市役所に職員を2名派遣➢ 益城町に他の地方環境事務所より廃棄物担当課長を1名派遣(5月19日～)
現在の課題と対応	<p>①し尿処理</p> <ul style="list-style-type: none">○収集・処理体制について、概ね整備済 <p>②生活ごみ・片付けがれき等の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○収集・運搬体制<ul style="list-style-type: none">・ 県外の自治体、民間事業者から「ごみ収集車」を派遣し、4月21日から順次支援中(5月31日現在、熊本市に49台、益城町に9台の支援など)。・ 熊本市では、収集が滞っている集積所について町内会長に情報提供を求めるなど被災者のニーズを丁寧にくみとって個別の対応を実施中。○処理体制<ul style="list-style-type: none">・ 県外自治体の協力により、当該自治体の「ごみ処理施設」で4月21日から順次受入れ支援中(5月19日現在、熊本市のごみを9団体が受入れ支援など)。・ 熊本市では、被災により停止していた東部環境工場1号炉について、5月17日より廃棄物の処理を開始(全能力復旧)。・ 益城町では、被災により停止していた益城クリーンセンターについて5月30日に全能力復旧。 <p>③災害廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○家屋等解体に係る財政的支援<ul style="list-style-type: none">・ 損壊家屋等の解体費用について、全壊に加え、半壊についても災害等廃棄物処理事業費補助金の対象に追加。事務手続き等について関係自治体等に丁寧に周知するための説明会を5月10日と5月26日に開催。○今後の処理方針<ul style="list-style-type: none">・ 今後の処理方針について、方向性を示す「基本方針」を18日に策定。5月20日、熊本県の6市町村(宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町)から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同市町村からの要請により、熊本県が受託(熊本県知事会見で公表)。具体的内容である「処理実行計画」の策定については引き続き全面的に支援予定。○仮置場(一次・二次)の管理・設置<ul style="list-style-type: none">・ 一次仮置場については58ヶ所運用中(5月27日時点)、二次仮置場の設置準備中(場所選定から)。・ 熊本市の二次仮置場として、港湾エリアの活用について、県及び国土交通省港湾局と連携して調整中。

2. アスベスト対策

現在の課題と対応	<p>①アスベストの飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県及び熊本市が、応急危険度判定の結果を踏まえて、被災建築物のアスベストの使用状況を調査(4月28日～)。調査の結果、アスベストの使用が確認された建築物については、ビニールシートでの養生や立入禁止措置が講じられている。 ○熊本県及び熊本市が、国立環境研究所及び埼玉県等の支援を得て、被災地におけるアスベストのモニタリング調査を実施(5月11日～)。この結果を受け、環境省においてもモニタリング調査を準備中。 ○厚生労働省と連名で、熊本県、熊本市等に対し、解体工事における事前調査の実施、集じん・排気装置の維持管理の徹底、石綿含有成形板の取扱いなどについて通知(5月23日)。 <p>②防じんマスクの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(公社)日本保安用品協会を通じて、ボランティア、被災住民用に防じんマスク(計12,000枚)を熊本県に送付(4月22日)し、益城町役場及び同町災害ボランティアセンター等で配布(4月26日～)。さらに追加で12,000枚を熊本県及び益城町等に送付(5月11日～)。 ○厚生労働省(熊本労働局を通じて防じんマスク等を配布)とも連携。
----------	---

3. 被災ペット対策

支援体制	<p>○ 職員の派遣(自治体・獣医師会と協力して調査、意見交換)</p> <p>▶環境省本省の動物愛護担当者等から、延べ17名を派遣(4月19日～)</p>
現在の課題と対応	<p>①避難所等における被災ペット対策</p> <p>○被災者の心のケアの観点から、適切なペット対応の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのペットの屋内飼育用にケージ120基を熊本市に提供(5月11日)。 ・益城町総合運動公園において、避難者のペットの飼育専用施設を整備し、受入れを開始(5月16日～)。 <p>②仮設住宅でのペット対策</p> <p>○熊本県と共同の巡回等により、仮設住宅が整備される主な14市町村に、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請(5月3日～)。これらの市町村では、順次、ペットと一緒に住めるよう準備を進めているところ。</p> <p>③被災ペットの一時預かり等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本市動物愛護センター等と連携した緊急的な一時預かり体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を合同で整備し、同センターが受入れを開始(5月9日～)。 ○益城町と連携した一時預かり体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・益城町総合運動公園において指定管理者(YMCA)等とともに、避難者のペットの一時無償預かり体制を整備し、受入れを開始(5月16日～)。 ○一時預かり等の体制強化に向け、熊本県、県獣医師会、熊本市による「熊本地震ペット救護本部」の設置(5月27日)を支援。

熊本県熊本地方を震源とする地震への対応について

消費者庁

平成 28 年 5 月 31 日

1. 注意喚起

①「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」を発出(4月15日) [国民生活センター]

○過去の地震災害時に寄せられた相談事例

○消費者へのアドバイス

- ・修理工事等の契約は慎重に。複数の業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして、すぐには決めないこと
- ・被災者への親切心につけこむような怪しい話には乗らないこと
(義捐金は、たしかな団体を通して送るようにしてください)
- ・トラブルにあったとき、不安なときは消費生活センターへ相談を
(消費者ホットライン188)

②「過去の震災時に寄せられた震災に関係する主な相談例とアドバイス」を公表(4月18日)[消費者庁]

○生活再建に当たって発生し得る、不動産賃貸、工事・建築等のトラブル

③「震災に関する義援金(ぎえんきん)詐欺に御注意ください」を公表(4月20日)[消費者庁]

○過去の震災時に寄せられた、義援金詐欺と疑われる事例

○消費者へのアドバイス

- ・公的機関が各家庭に電話で義援金を求めることはない。当該機関に確認を
- ・納得した上で義援金の寄付を

④「平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください!」を発出(4月21日)[国民生活センター]

○寄せられた相談事例

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- ・寄付金を求める不審な訪問があった

⑤「平成 28 年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください! (第 2 報)」を発出 (5 月 9 日) [国民生活センター]

○寄せられた相談事例

- ・義援金を募る電話があり、プリペイドカードを購入してその番号を知らせてほしいと言われた
- ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた

⑥「震災に関連する主な相談例とアドバイス」を更新 (5 月 27 日) [消費者庁] ※②に今回の熊本地震の相談状況を踏まえ、相談事例を追加して更新

○生活再建等に当たって発生する可能性がある不動産賃貸借、工事・建築・修理のトラブル

2. 契約等に関する相談体制の確保

【熊本地震に関する相談の総数】 1,553 件

※4月14日から5月29日までに、全国各地の消費生活センター等の窓口寄せられた「平成28年熊本地震」関連の消費生活相談の総数。

「熊本地震」発生後1か月間に登録された全国からの相談(771件)のうち、熊本県586件(76%)が多く、福岡県33件(4%)、大分県16件(2%)、佐賀県6件(1%)の近隣3県を併せると全体の83%を占め(5月30日PIO-NET検索時点)、熊本県からの相談においては、住宅に関する相談が同県の相談全体の72%(うち、給湯設備4%、住宅・同設備・構築物等10%、不動産貸借サービス40%、工事・建築・修理等サービス18%)を占める。

①消費者ホットライン(3桁の共通電話番号 ^{い や や} 188番)における対応

契約、悪質商法等に関するトラブル等で困っている場合の相談を広く受付

- ・県・市町村が設置している消費生活センター、消費生活相談窓口案内

熊本県内において、11の消費生活センター等(八代市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、高森町)について、消費者ホットラインの接続先を熊本県消費生活センターに変更(益城町は4月15日、その他は4月22日までに対応済)。

※熊本県内45市町村のうち、5市町(宇土市、大津町、御船町、嘉島町、益城町)において相談対応が十分に機能していないため、県及び国民生活センターに電話をつなぎ支援(5月29日時点)

- ・土日祝日は、(独)国民生活センターに電話をつなぎ、相談対応(市町村分のみ)

※5月21日から、土日祝日に消費者ホットライン経由で熊本県消費生活センターにつながる電話については、同センターが対応

- ・熊本県消費生活センターにおいて、休日・夜間の電話相談を実施

5月19日から、当分の間、平日の電話相談時間を延長するとともに、土・日・祝日の電話相談も実施。

・相談電話：096-383-0999

・相談時間：平日9時～20時、土日祝日9時～17時

②「熊本地震消費者トラブル110番(0120-7934-48)」を設置(4月28日より相談受付開始)[国民生活センター]

○震災に関連した消費者トラブルを対象に相談を受け付けるためのフリーダイヤル(通話料無料)を設置

・開設時間：毎日10時～16時(土日祝日含む)

・対象地域：九州地方(沖縄県を除く)

○熊本地震の被災地域及び被災者の負担軽減、被災地のニーズ把握を図る。

○相談例

・住んでいるアパートが地震で壊れたが、このまま家賃を払わなければいけないのか。

・地震で壊れた屋根の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用して良いか。

(参考) 熊本地震消費者トラブル 110 番件数

	件数		件数
4月28日	53件	14日	14件
29日	40件	15日	14件
30日	30件	16日	17件
5月1日	23件	17日	15件
2日	29件	18日	11件
3日	29件	19日	13件
4日	25件	20日	14件
5日	23件	21日	30件
6日	36件	22日	11件
7日	25件	23日	16件
8日	21件	24日	9件
9日	32件	25日	15件
10日	28件	26日	13件
11日	22件	27日	9件
12日	22件	28日	10件
13日	21件	29日	8件
		計	678件

③消費生活相談データベースへの早期登録（4月20日）[消費者庁、国民生活センター]

○全国の自治体に

- ・「平成28年熊本地震」に便乗した悪質な商法や義捐金詐欺
- ・その他「平成28年熊本地震」に関連して事業者との間で発生している契約トラブルなどの相談

について、PIONEERへの早期登録を依頼。

※PIONEER（全国消費生活情報ネットワークシステム）：消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報を収集するシステム

⇒「指定ワード（熊本地震関連）」の設定により、「平成28年熊本地震」に関する消費生活相談情報を各府省が直接検索可能。

○相談件数：1,312件

※2016年4月14日以降受付、5月29日までの登録分（指定ワードに「熊本地震関連」が登録された相談を検索）

④熊本地震の被災地への専門家の派遣

○国民生活センターと連携し、地方公共団体からの要請等を踏まえつつ、関係団体の協力を得て、被災者の方々の消費者トラブルに関する相談及び生活再建を図る上で必要な総合的な相談体制の構築を支援するため、被災地の相談窓口^に消費者問題の専門家を派遣する。

- ・6月3日から、「熊本県消費生活センター」に弁護士1名を派遣（週1日）
予定

3. 食品表示制度の弾力的運用

- ・「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」通知・公表（4月20日、22日）

飲料水及び肉じゃがや介護食等をレトルトに詰めた簡便な調理で飲食可能な食品などが支援物資として多数支給されることを想定。

⇒食品の円滑な供給を図るため、被災地で譲渡及び販売される食品について、アレルギー表示及び消費期限を除き、義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととした。

①アレルギー表示等の取扱いについて

- ・食品アレルギー表示については、アレルギー疾患を有する被災者の方々の健康被害を防止するため、
 - ・消費期限については、食中毒による健康被害の発生を防止するため、
- 従来どおり取締りの対象とする取扱いをする旨を農林水産省及び厚生労働省との連名で関係自治体に通知するとともに、公表を行った。（4月22日）

②チラシ「食品を支給・販売する場合の表示に気をつけてください！！」を作成し避難所・小売店舗等に配布。（4月22日）

○表示のない食品を提供する場合の注意点

- ・アレルギー物質を含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾病を有する被災者に渡さない。
- ・期限表示が不明な場合は、長期保存をさけ、早めに食べるようにする。

熊本地震の被災地への専門家の派遣について

平成 28 年 5 月 31 日

消費者庁

平成 28 年熊本地震の発生後、熊本県のみならず全国各地の消費生活センター等に、震災に関連した消費者トラブルに関する相談が多く寄せられている。また、熊本県からは、地震に関連した複雑・高度な消費者相談について、専門家の知見を活用した相談対応が継続的に行われるよう国としての対応を求める旨の要望を頂いている。

このような状況を踏まえ、独立行政法人国民生活センターと連携し、地方公共団体からの要請等を踏まえつつ、関係団体の協力を得て、被災者の方々の消費者トラブルに関する相談及び生活再建を図る上で必要な総合的な相談体制の構築を支援するため、被災地の相談窓口で消費者問題の専門家を派遣する（事業スキームは別添を参照）。

1. 当面の派遣

「熊本県消費生活センター」に弁護士 1 名を派遣（週 1 日）

（6 月 3 日から派遣予定）

2. 今後の見通し

被災地からの要請等を踏まえつつ、被災者にとってより身近な場所で相談が可能となるよう、市町村における相談窓口にも専門家を派遣する予定。同様に、派遣する専門家についても、被災地からの要請等に応じ、法律や建築などに関する専門家を派遣する予定。

<本件連絡先>

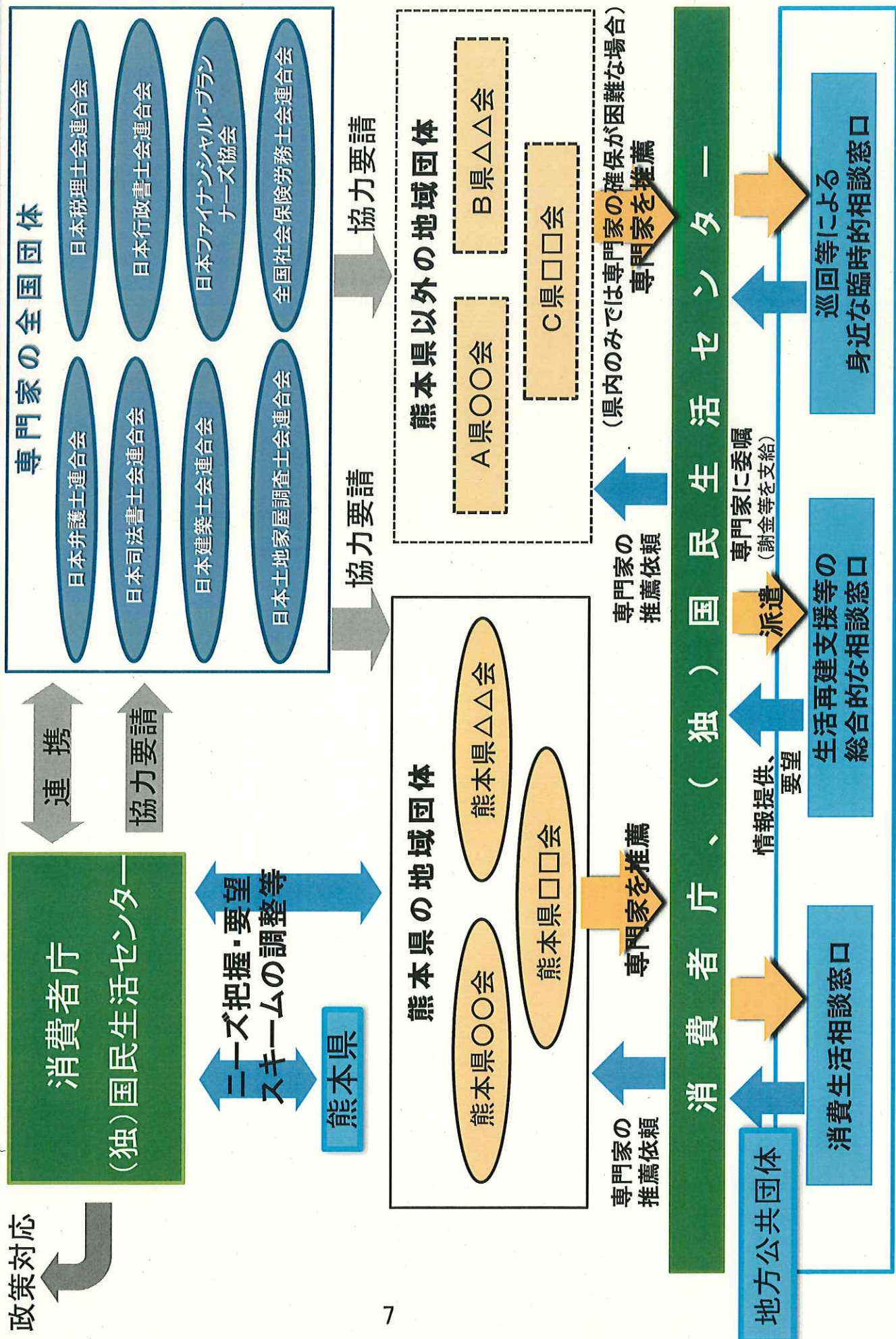
消費者庁 消費者教育・地方協力課

吉田、佐々木、琴野、小栗

（電話）03-3507-9174（直通）

専門家派遣事業について（熊本地震への対応）

○熊本地震の被災地に専門家を派遣し、消費生活相談及び生活再建支援等に関する総合的な相談体制を構築



熊本地震に関する相談の状況
(2016年5月14日までの1か月のPIO-NET登録分)

2016年5月31日
消費者庁

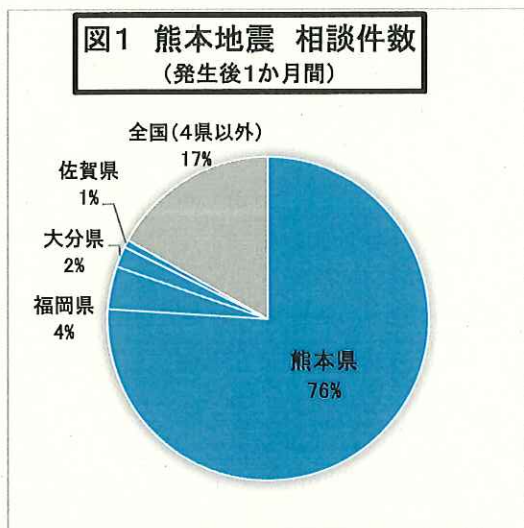
熊本地震に関して消費生活センター及び国民生活センターに全国から寄せられた1か月の相談状況(※)を消費者庁が集計し、とりまとめた。

※ 指定ワード「熊本地震関連」で発生後1か月にPIO-NETへ登録された相談。

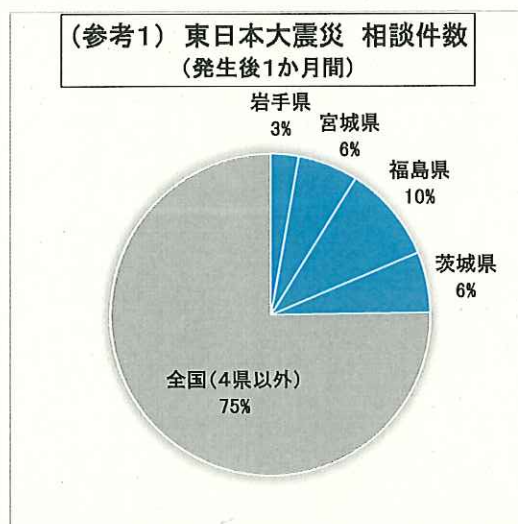
1. 熊本地震の相談の特徴

「熊本地震」では1か月に登録された全国からの相談(771件)のうち、熊本県からの相談が76%(586件)、近隣3県では福岡県4%(33件)、大分県2%(16件)、佐賀県1%(6件)の相談があり、これら「熊本県と近隣3県」641件(83%)以外で残りの17%の相談を占める(2016年5月30日PIO-NET検索時点)。

「東日本大震災」では発生後1か月に被害が大きかった4県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)からの相談(1,811件)が全国からの相談(7,300件)の25%であったことに比べれば、「熊本地震」では熊本県からの相談(76%)が圧倒的に多い。



(図1) 全国771件、うち熊本県586件(76%)、「熊本県と近隣3県」で641件(83%)



(参考1) 全国7,300件、うち4県(岩手205件、宮城445件、福島715件、茨城446件)で1,811件(25%)

2. 熊本地震の相談の特徴

熊本地震では、「住宅に関する相談」が相談全体の72%を占め（図2）、なかでも「不動産貸借サービス」は相談全体の40%と高い割合であり、「工事・建築・修理等サービス」が同18%となっている。

(1) 「不動産貸借サービス」の相談の中で多いものをみると、賃貸アパート、賃貸マンションなどの賃貸借に関する相談が多く、具体的には以下のような家主と居住者との間のトラブルの相談が多数寄せられている。

- 「家主から退去を求められている（建て直しや修繕を理由に）」
- 「住宅の損傷による退去にも拘らず、家主から違約金を請求された、敷金を返してもらえない、引越費用も居住者が出すのか」
- 「壊れて住めないのに、家賃を請求された」
- 「居住者所有の家具が倒れて床に傷がついたとして、修理代を請求された」
- 「倒壊した家屋から脱出するために割ったガラスの代金を請求された」

(2) 「工事・建築・修理サービス」に関する相談（相談全体の18%）では、地震による家屋等の損壊に対してなされた業者サービスについての相談が多く、具体的には以下のようなトラブルの相談が多い。

- 「屋根工事（瓦、ブルーシート）などの金額が不当に高い」
- 「破損した住宅の修理（撤去その他の関連サービス含む）が高く、解約したい。」

(3) その他の「住宅に関する相談」の事例として、以下のような隣人（敷地が隣接する相手）との間のトラブル相談が挙げられる。

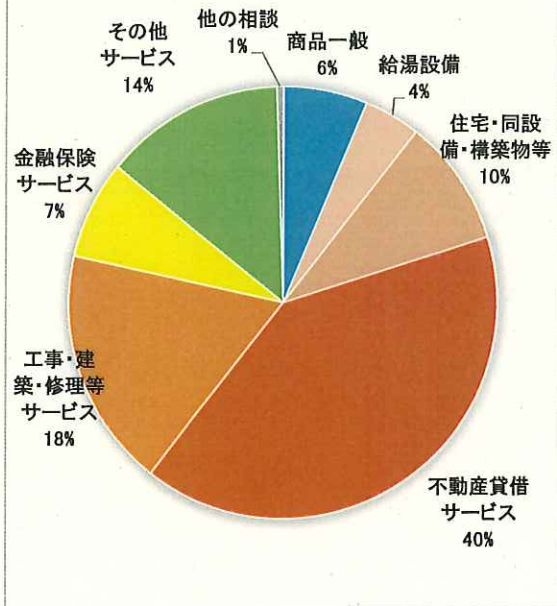
【被害を与えた側からの相談】

- 「瓦が落ちて隣の会社の車4台を傷つけ、500万円の請求だが、どうしたらよいか。」
- 「自宅の塀が倒れて隣家の一部を破損し、賠償を求められている。」

【被害を受けた側からの相談】

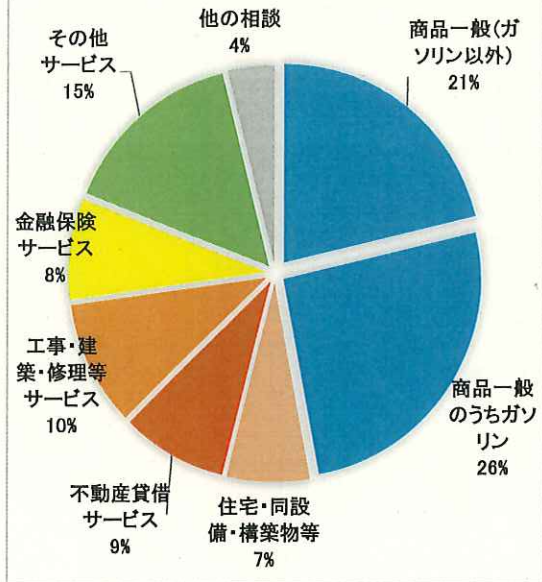
- 「月極駐車場の車に隣家の瓦が落下してガラスが割れたが、相手に責任を問えないか」
- 「隣家の塀が倒れて台所の屋根と雨どいが壊れたが、違法な施工の場合、誰の責任か」

図2 熊本地震 商品・サービス別相談傾向(熊本県)



※住宅に関する相談：72%（「給湯設備4%」「住宅・同設備・構築物等10%」「不動産貸借サービス40%」「工事・建築・修理等サービス18%」の合計）

(参考2) 東日本大震災 商品・サービス別相談傾向(4県)



(注) 4県：岩手県、宮城県、福島県、茨城県

※住宅に関する相談：26%（「住宅・同設備・構築物等7%」「不動産貸借サービス9%」「工事・建築・修理等サービス10%」の合計）

3. 「熊本県と近隣3県」以外からの相談の特徴

熊本地震に関する相談において、熊本県と、地震の影響が大きかった近隣3県（大分県、福岡県、佐賀県）を除いた全国からの相談の状況をみると、商品（不動産を含む）よりもサービスに関する相談の割合が高い（図3）。

(1) 「商品」に関する相談は、相談全体の22%となっており、食料品（果物が届かない）、自動車（納期が遅延している）などが多く、地域的な現象である住宅・同設備・構築物等の損壊に関する相談は比較的少なくとどまっている。

(2) 「サービス」に関する相談は、相談全体の78%を占めている。

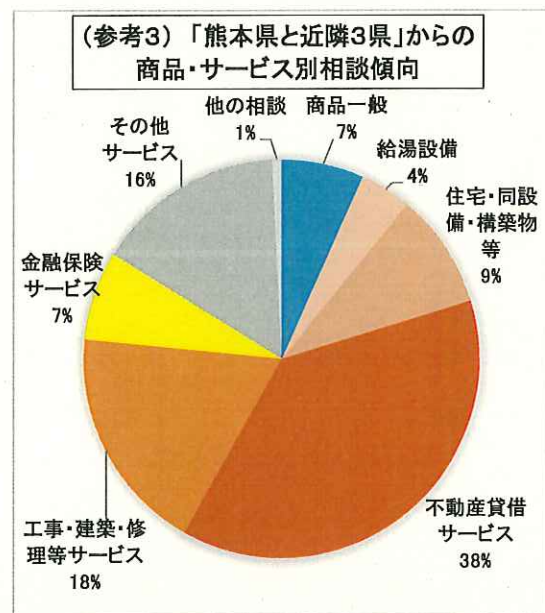
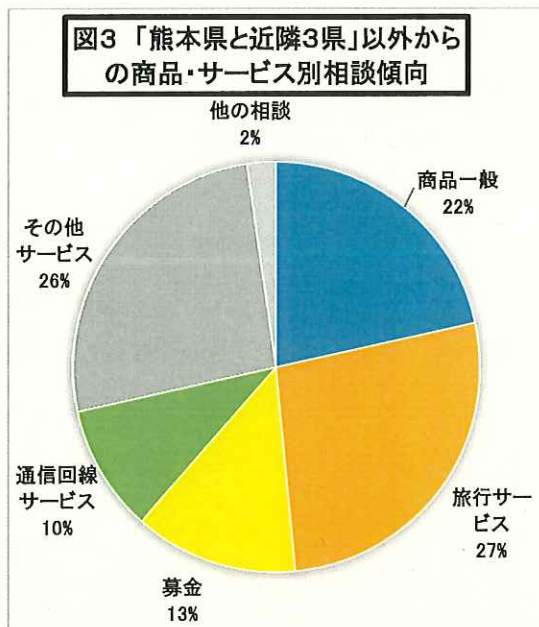
「旅行サービス」の相談は、地震のため九州地方への旅行をキャンセルしたことに伴うキャンセル料支払をめぐるトラブルの相談が目立つ。

「募金」については、義援金の募金などをうたった不審な勧誘電話、送り付けメール、戸別訪問等の相談が多い。

「通信回線サービス」では、熊本地震の影響で電話がつながらない等の相談が多い。

「その他サービス」では、不動産貸借や工事・建築サービスなどが多い。

(3) 他方、熊本県に近隣3県を加えた4県の状況をみると、熊本県のみで相談傾向をみた場合（図2）とおおむね同様の傾向を示している（参考3）。



住まいの確保に向けた対応状況

1 応急仮設住宅の進捗状況

(1) 応急仮設住宅の建設

- ・ 16市町村で 2,175戸の建設に着手 (5/31までの累計)
(熊本市 193戸、宇土市 66戸、宇城市 133戸、美里町 18戸、御船町 116戸、嘉島町 192戸、益城町 829戸、甲佐町 90戸、山都町 6戸、大津町 33戸、菊陽町 20戸、阿蘇市 45戸、産山村 5戸、南阿蘇村 99戸、西原村 302戸、氷川町 28戸)
- ・ UR、地方公共団体職員による建設業務支援 (15名体制)

(2) 民間賃貸住宅の空室提供

- ・ 県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設 (4/25)
- ・ 被災者の申込みを受け順次空室を提供 : 3,748戸 (5/30集計分)

※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅 (いわゆる、みなし仮設) として提供される。

2 公営住宅等の空き住戸の受付開始等の状況

(1) 熊本県内の状況

- ・ 熊本県及び熊本市をはじめ、計 881戸を確保。熊本県営住宅等において 612戸入居決定済。(5/30集計分)
- ・ 国家公務員宿舎等 266戸。156戸入居決定済み (5/19集計分)
 - ・ 追加募集 受付期間 5月18日 (水) ~5月30日 (月)、入居開始予定日 6月2日 (木)
- ・ 雇用促進住宅 69戸を確保。 69戸入居決定済。

熊本県内計 : 1,216戸[※]

(2) 熊本県以外の九州各県の状況

- ・ 各県の公営住宅等を計 3,662戸 (うちUR住宅 367戸) 確保。 461戸入居決定済。(5/30集計分)
- ・ 国家公務員宿舎 122戸 (福岡県及び大分県)。 67戸入居決定済 (5/19集計分)。
- ・ 雇用促進住宅 66戸を確保。 7戸 (福岡県及び長崎県) 入居決定済。

(1)・(2)の計：5,066戸^注

注：住戸数は受付開始時点で公表されている戸数

(3) 九州以外の都道府県 の 状況

・被災者がすぐにも入居可能な状態の公営住宅等を計 6,149戸確保。129戸入居決定済。(5/30 集計分)

(1)～(3)の合計：11,215戸

3 受入可能ホテル・旅館施設数 (5月30日17時00分現在)

厚生労働省から「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災者等の要援護者への緊急対応について」(平成28年4月15日生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)が発出したことを受け、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県において、受入を実施。

・受入済み 1,871名

・受入れ先決定済み 157名

4 その他(民間フェリー「はくおう」による受入)

八代港での民間フェリー「はくおう」における1泊2日又は2泊3日の宿泊、食事及び入浴のサービスの提供開始。

第1回：4月23～24日(八代市：174名)、第2回：4月25～26日(八代市：200名)

第3回：4月27～28日(益城町：218名)、第4回：4月29～30日(益城町・嘉島町：159名)

第5回：5月1～2日(西原村、益城町：195名)、第6回：5月3日～5日(南阿蘇村：250名)

第7回：5月6～7日(御船町：177名)、第8回：5月8～9日(宇城市、宇土市：142名)

第9回：5月10～11日(嘉島町、西原村、益城町：59名)、第10回：5月12～13日(南阿蘇村：27名)

第11回：5月14～15日(熊本市、益城町：270名)、第12回：5月16～17日(熊本市：221名)

第13回：5月18～20日(熊本市：27名)、第14回：5月21～22日(熊本市：159名)

第15回：5月23～24日(菊陽町、大津町：93名)

第16回：5月25～26日(菊池市、合志市、山都町、甲佐町、美里町：102名)

第17回：5月27～29日(益城町、南阿蘇村、西原村：132名)

※ 4月27日以降、インターネットを活用した募集も実施。

1. ボランティアの活動状況～社会福祉協議会が運営するボランティアセンターについて～

【各ボランティアセンターの状況】

※5月29日の参加実績（厚生労働省資料をもとに内閣府にて作成）

No.	市町村	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)		No.	市町村	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)	
					5/29	累計						5/29	累計
1	菊池市	4/19	登録制 市内	5/22より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	777	9	合志市	4/22	登録制 市内	5/15より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	760
2	宇土市	4/19	熊本 県内	清掃センター内仕分け、避難所運営支援等	37	2,669	10	菊陽町	4/22	熊本 県内	5/21より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	1,741
3	宇城市	4/19	九州	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	43	4,112	11	美里町	4/22	町内	5/16以降は、平日はニーズ受付、週末はニーズに合わせてボランティア活動	0	194
4	南阿蘇村	4/20	熊本 県内	ゴミ集積場誘導、居宅内及び周辺の片付け、避難所運営支援等	16	3,884	12	西原村	4/24	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	130	5,707
5	山都町	4/21	町内	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	0	180	13	甲佐町	4/25	熊本 県内	居宅内及び周辺の片付け等	0	725
6	益城町	4/21	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け、ガレキの撤去等	141	16,435	14	阿蘇市	4/26	九州	5/3で災害ボランティアセンター閉鎖		729
7	熊本市	4/22	全国	居宅内及び周辺の片付け等	348	27,042	15	嘉島町	4/26	九州	雨のため中止		1,560
8	大津町	4/22	九州	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	0	2,167	16	御船町	4/29	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	1	2,498
1	由布市	4/20	-	4/26で災害ボランティアセンター閉鎖		204	2	竹田市		-	南阿蘇村VCへのボランティア派遣		
熊本県													
大分県													

【合計参加人数】

5/23(月)	5/24(火)	5/25(水)	5/26(木)	5/27(金)	5/28(土)	5/29(日)
1,324	1,164	1,043	1,132	1,096	1,510	716

発災以降累計

71,210

2. 専門的なノウハウなどを有するNPO/NGOの活動について

【NPO/NGO等の連携・協働について】

NPO/NGO等（以下NPO）の支援団体（地元及びJVOAD等外部支援者）による活動が、効果的かつ滑に行われるよう、内閣府では、支援団体間や、支援団体と行政、社協等の連携・協働を推進

熊本県・県社協・NPO連携会議

- ・ 政府現対、県、県社協、NPOとの連携の場
- ・ NPO、災害VCの活動状況の共有
- ・ 行政の支援施策の共有
- ・ **支援課題の解決**
- ・ 毎週月・木 定期開催

支援課題
など

施策情報
解決策など

支援団体火の国会議

- ・ 支援団体（地元・県外）等が集まる**オープンな情報共有の場**
- ・ 熊本県内で活動する団体の情報共有
- ・ 被災地域の情報提供
- ・ 行政の情報提供（県、内閣府）
- ・ **シーズやニーズのマッチング**
- ・ 毎日19時から定期開催

※これまでに205団体以上の団体が参加

避難所環境改善取組

- ・ 県と連携し、NPOが避難所の環境についてアセスメントを実施するとともに、改善に向けた支援を実施中

益城がんばるもん会議

- ・ 被災の甚大な益城町において、地元有志とNPO、行政、社協等が支援に関する情報共有する場を設置

熊本市・市社協・NPO連携会議

- ・ 避難所の運営・環境改善に関し、熊本市及び各区に対し、NPOが支援

【各団体の活動】

- ・ 医療・レスキュー
- ・ 避難所の環境改善
- ・ 物資配布・輸送
- ・ がれき撤去、家屋の清掃
- ・ 子どもや子育て世代への支援
- ・ ボランティア派遣、ボランティアセンター
- ・ 調査・アセス
- ・ 炊き出し
- ・ 要援護者支援
- ・ ター支援、団体間コーディネート等

【活動事例】

こどもの給食を考える会くまもと（「火の国会議」参加団体）では、西原村、益城町、熊本市の自主避難所において、炊き出し用の物資の配付及び炊き出しボランティア団体と避難所とのマッチングを実施。



【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

熊本県熊本地方を震源とする地震について

平成 28 年 5 月 31 日 (9:30) 現在
非 常 災 害 対 策 本 部

1. 地震の概要

(1) 発生日時 平成28年4月16日 1:25 (本震)

(2) 震源及び規模 (暫定値)

熊本県熊本地方 (北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km、マグニチュード7.3

(3) 震度 (気象庁 5月31日7:00)

【14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

14日	21:26	震度7	熊本県熊本
14日	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
16日	1:45	震度6弱	熊本県熊本
16日	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
16日	9:48	震度6弱	熊本県熊本

【震度4以上の地震の発生推移】

14日	21時~24時	12回
15日	0時~24時	12回
16日	0時~24時	45回
17日	0時~24時	11回
18日	0時~24時	5回
19日	0時~24時	4回
20日	0時~24時	1回
21日	0時~24時	2回
22日	0時~24時	1回
23日	0時~24時	0回
24日	0時~24時	0回
25日	0時~24時	1回
26日	0時~24時	0回
27日	0時~24時	0回
28日	0時~24時	3回
29日	0時~24時	1回
30日	0時~24時	0回
5月1日	0時~24時	0回
2日	0時~24時	0回
3日	0時~24時	0回

4日	0時～24時	3回
5日	0時～24時	3回
6日	0時～24時	0回
7日	0時～24時	0回
8日	0時～24時	0回
9日	0時～24時	0回
10日	0時～24時	0回
11日	0時～24時	0回
12日	0時～24時	1回
13日	0時～24時	1回
14日	0時～24時	0回
15日	0時～24時	0回
16日	0時～24時	0回
17日	0時～24時	0回
18日	0時～24時	0回
19日	0時～24時	0回
20日	0時～24時	0回
21日	0時～24時	0回
22日	0時～24時	0回
23日	0時～24時	0回
24日	0時～24時	0回
25日	0時～24時	0回
26日	0時～24時	0回
27日	0時～24時	0回
28日	0時～24時	0回
29日	0時～24時	0回
30日	0時～24時	0回
31日	0時～ 3時	0回
	3時～ 6時	0回
	6時～ 7時	0回

※ 5月31日7時現在、震度1以上を観測する地震が1,612回発生。

2. 九州北部地方の気象状況

【九州北部地方の今後の見通し】(気象庁5月31日8:00)

- 今日31日は、晴れるが、気圧の谷の影響で夕方から次第に曇りとなる見込み。日中は気温が上昇し、真夏日となるところがある見込み。熱中症などの健康管理に注意。
- 明日1日は気圧の谷の影響で曇りとなり昼前から夕方にかけて雨の降るところがある見込み。
- 明後日2日は高気圧に覆われて晴れる見込み。
- 地震により地盤が緩んでいる地域では、引き続き土砂災害に注意。

3. 政府の対応

(4月14日)

- 21:31 官邸対策室設置、緊急参集于一ム招集
- 21:36 総理指示発出
- 21:55 緊急参集于一ム協議
- 22:10 非常災害対策本部設置
- 22:13 官房長官会見
- 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- 23:25 内閣府情報先遣于一ム出発
- 23:55 官房長官会見

(15日)

- 5:59 緊急参集于一ム協議
- 7:40 官房長官会見
- 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- 10:06 官房長官会見
- 10:40 非常災害現地対策本部設置
- 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- 16:49 官房長官会見
- 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

- 2:38 総理指示発出
- 2:38 緊急参集于一ム協議
- 3:28 官房長官会見
- 5:10 第4回非常災害対策本部会議
- 5:52 官房長官会見
- 10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:30 第5回非常災害対策本部会議
- 12:13 官房長官会見
- 16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 18:34 第6回非常災害対策本部会議
- 19:28 官房長官会見

(17日)

- 10:58 緊急参集于一ム協議
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:37 第7回非常災害対策本部会議
- 12:34 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 17:00 被災者生活支援于一ム会合
- 17:59 緊急参集于一ム協議
- 18:33 第8回非常災害対策本部会議

- 19:19 官房長官会見
- (18日)
- 11:24 官房長官会見
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 15:59 緊急参集于一△協議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:34 第9回非常災害対策本部会議
- 17:43 官房長官会見
- (19日)
- 10:12 官房長官会見
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:59 第10回非常災害対策本部会議
- 17:54 官房長官会見
- (20日)
- 11:23 官房長官会見
- 15:34 第11回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:38 官房長官会見
- (21日)
- 11:25 官房長官会見
- 15:04 第12回非常災害対策本部会議
- 16:19 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (22日)
- 10:11 萩生田官房副長官会見
- 16:05 第13回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:53 官房長官会見
- (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- 13:00 第14回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (24日)
- 9:35 第15回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (25日)
- 11:11 官房長官会見
- 16:11 第16回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 17:08 官房長官会見

(26日)

- 10:10 官房長官会見
- 14:08 第17回非常災害対策本部会議
- 16:19 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(27日)

- 11:25 萩生田官房副長官会見
- 11:37 第18回非常災害対策本部会議
- 16:27 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(28日)

- 10:10 官房長官会見
- 16:00 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 18:00 第19回非常災害対策本部会議

(29日)

- 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(30日)

- 11:05 第20回非常災害対策本部会議
- 16:20 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(5月1日)

- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(2日)

- 15:00 第21回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(4日)

- 11:27 第22回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(6日)

- 11:30 第23回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(9日)

- 13:47 第24回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(11日)

- 16:27 第25回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(13日)

- 11:02 第26回非常災害対策本部会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

- (18日)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 18:15 第27回非常災害対策本部会議
- (20日)
 13:30 第28回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (24日)
 10:59 29回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (27日)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (31日)
 12:10 第30回非常災害対策本部会議(予定)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議(予定)

4. 被害等状況(未確認情報を含む)

(1) 人的被害(4月14日からの累計)(消防庁5月31日9:30)

(人)

場 所	死亡	重傷	軽傷
福岡県	0	1	17
佐賀県	0	4	9
熊本県	49	333	1,263
大分県	0	4	24
宮崎県	0	3	5
合計	49	345	1,318

※このほか、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数(正式には市町村に設置される審査会を経て決定)20人(熊本県)
 ※このほか、程度分類未確定な負傷者が140人(熊本県)

【南阿蘇村立野地区阿蘇大橋周辺での活動状況】

警察、消防、自衛隊：熊本県が5月1日に行方不明者捜索の一旦終了を決定
 国土交通省：無人重機1台等により作業中(国交省5月31日8:00)

(2) 建物被害(消防庁5月31日9:30)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災
	全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	件
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			

熊本県	6,988	20,154	83,033	241	783	16
大分県	2	62	2,347		15	
宮崎県		2	20			
合計	6,990	20,219	85,635	241	801	16

(3) 道路その他被害・復旧状況

● 道路 (国土交通省 5月31日 8:00)

[国道]

○直轄国道

【通行止め】1区間

- ・国道57号阿蘇大橋地区：斜面崩壊

○補助国道

【通行止め】6区間

- ※国道325号阿蘇大橋崩壊

[県道]

【通行止め】：24区間

- ※熊本県道28号線(熊本高森線) 俵山トンネル：覆エコンクリート崩落

● 鉄道 (国土交通省 5月31日 8:00)

[新幹線]

【休止路線】なし

- ※4月27日午後より全線で運転再開

[在来線] 運転休止：2事業者2路線

【休止路線】

- ・JR九州：1路線 豊肥線(肥後大津～豊後荻)
 ※肥後大津～豊後荻駅間については代行バス輸送を実施中
- ・南阿蘇鉄道：1路線 高森線(全線)
 ※南阿蘇村と高森町が合同で、緊急通学バス輸送を実施中

● 空港 (国土交通省 5月31日 8:00)

- ・通常運用(大分、福岡、北九州、佐賀、長崎)
- ・熊本空港：旅客便は通常の約9割運航中
- ・6月2日より国内線全便が運航再開予定

● 河川 (国土交通省 5月31日 8:00)

- ・被害箇所：直轄172箇所、補助322箇所

● 港湾 (国土交通省 5月31日 8:00)

- ・被害箇所：熊本港、八代港、三角港、別府港(応急復旧等により利用上の支障なし)

(4) 農林水産業被害

● 農業

[園芸作物等]

一部の選果場や農業用ハウス等で被害があり、メロン、トマト、いちご、レタス等で被害が発生。一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり。

[畜産]

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。また、乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開中。畜舎等の施設、設備の損壊のほか、死亡牛も発生。

〔土地利用型作物〕

大きな被害は報告されていないが、カントリーエレベーター、製粉工場等の設備の被害、ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生。水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見。

〔土地改良施設〕

一部の国営造成ダムについて変状を確認。また、農地・農業用施設（ため池含む）については、8,479箇所被害を確認。準備が整ったものから応急工事等で順次対応中。

● 林野関係

林地、治山施設、林道施設、木材加工施設・流通施設、特用林産物施設で被害が発生。

● 水産関係

漁港において防波堤等の被害、荷さばき所等の一部破損、アサリ漁場への堆積土砂の流入の発生。

● 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

(5) 避難状況（消防庁5月30日13:30）

● 避難指示 1市1町 179世帯 408人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
宇土市	67	87	4月18日 10:00
	4	13	4月21日 18:50
御船町	108	308	4月24日 17:15
小計（発令中）	179	408	

● 避難勧告 3市3町1村 1,109世帯 2,550人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	36	90	4月20日 12:43
	1	2	4月25日 18:45
	2	5	5月3日 18:42

	6	15	5月7日 16:05
宇城市	12	34	5月13日 18:00
合志市	2	3	4月23日 15:23
美里町	69	207	4月22日 8:00
大津町	6	11	4月16日 3:44
南阿蘇村	836	1,836	5月11日 8:00
御船町	139	347	4月16日 22:00
小計(発令中)	1,109	2,550	

- 避難所の状況(消防庁5月31日9:30)
 - ・熊本県:187箇所、避難者数:8,231人(5月30日13:30)
- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性12名(集団感染ではなく単発事例と考えられる。)(厚生労働省5月29日)
- エコノミークラス症候群により熊本県内の主要医療機関へ入院を必要とした患者数51名(4月14日~5月29日までの累計)(厚生労働省5月29日16:00)

(6) 原子力発電所の状況(原子力規制庁5月31日9:00)

発電所名 (電力会社)	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 (日時)
玄海(九州)	佐賀県玄海町	異常なし	3(4月16日1:26)
川内(九州)	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4(4月16日1:26)
伊方(四国)	愛媛県伊方町	異常なし	4(4月16日1:26)
島根(中国)	島根県松江市	異常なし	3(4月16日1:26)

(7) ライフライン等の状況

- 電力(経済産業省5月31日9:30)
 - ・九州電力:停電解消(土砂崩れ等により復旧困難な場所を除く。)
 - ・送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村には、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4月27日に送電線の仮復旧が完了し、4月28日に系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ガス(経済産業省5月31日9:30)
 - 【西部ガス(都市ガス)】
 - ※4月30日13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。
 - 【LPガス】
 - ・LPガス充填所:熊本県内にある41箇所の充填所については、すべて営業。

- 石油（コンビナート・SS）（経済産業省 5月31日 9:30）
 - ・ 熊本県内の全 SS（797 箇所）のうち、736 箇所（9割超）の稼働を確認。
- 水道（厚生労働省 5月30日 17:00）
 - ・ 熊本県 1 町村で 75 戸が断水
- 下水道（国土交通省 5月31日 8:00）
 - ・ 一部施設で被害があるが、機能は確保
- 通信（総務省 5月31日 6:00）
 - 固定電話
 - ・ 熊本エリア：すべて復旧
 - ・ 特設公衆電話：45 台、衛星携帯電話：570 台、無料公衆無線 LAN アクセスポイント：444 台、携帯電話充電器（マルチチャージャ）545 台を避難所・行政機関に配備。
 - 携帯電話の停波状況：合計 2 局（携帯電話 2 局）

携帯電話については、一部の基地局に停波があるものの、隣接局等でのカバーによりサービスは復旧済み。

 - ・ NTT ドコモ：すべて復旧
 - ・ KDDI（au）：すべて復旧
 - ・ ソフトバンク：2 局停波（熊本）

※全ての市町村役場をカバー
 ※避難所における携帯電話による通信の疎通を確認済
- 小売（経済産業省 5月31日 9:30）
 - ・ 熊本県内のコンビニエンスストア主要 3 社（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）の状況：営業中 593、休止中 3
 - ・ 熊本県内のスーパーマーケット主要 4 社（イオン、イズミ、サンリブ、西友）の状況：営業中 51、休止中 6

(8) 医療施設等の状況（厚生労働省 5月30日）

- ・ 病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：12 病院
- ・ 高齢者施設（全 1,234 施設）：人的被害は 14 件 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）。物的被害 354 施設
- ・ 障害児・者入所施設、熊本労災特別介護施設等：人的被害なし
- ・ 児童福祉施設等（全 30 施設）：人的被害なし。物的被害は 17 施設

(9) 災害廃棄物関係（環境省 5月23日 21:00）

- ・ 熊本県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され（26 市町村、合計 58 箇所カ所）、災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本県内のごみ処理施設 27 施設のうち 3 施設が稼働停止
- ・ 被災により停止していた熊本市東部環境工場 1 号炉について、16 日夜から立ち上げ作業を開始し、17 日より廃棄物の処理を開始。

5. 物資・生活支援の状況（内閣府 5月19日 18:15）

- 飲料・水・毛布等の物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に關係省庁が

集まって一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）等に搬入した後、各市町村に直接供給を実施中。

- 4月17日から25日の9日間で約204万食を提供。17日～19日は、パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。20日～22日は、被災者のニーズに応えるべく缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。23日～25日は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。
- 主な供給品目リスト（4月17日～25日）

食料 約204万食	生活用品
(内訳)	(内訳)
パン・おにぎり・パックご飯 約96万食	肌着・下着・ソックス 約20万枚
カップ麺 約52万食	マスク 約170万枚
レトルト食品 約14万食	ハンドソープ 約13万個
ベビーフード 約1万食	手指消毒液 約2万個
介護食品 約1万食	ウェットティッシュ 約16万個
缶詰 約20万食	ボディシート 約6万個
栄養補助食品 約12万食	化粧水シート 約2万個
ビスケット 約9万食	ガスコンロ 約0.2万台
ほか、	ガスボンベ 約0.4万本
米 約116t	ビニールシート 約0.8万枚
水 約24万本	土嚢袋 約1万枚
清涼飲料水 約2万本	簡易トイレ（便袋含む）約20万個
粉ミルク（アレルギー対応含む）約2t	仮設トイレ 約0.1万個
	トイレ用アタッチメント （和式→洋式）約4百個
	トイレットペーパー 約7万ロール

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

- 26日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。

- 主な供給品目リスト（4月26日以降）

<食料>

4月26日～5月6日 約59万食等

(内訳) パン 約3万食、パックご飯 約11万食、カップ麺 約8万食、レトルト食品 約19万食、缶詰 約16万食、栄養補助食品 約2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 約19万本、LL牛乳 約5万本、バナナ 約16万本

※5月9日（月）以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

<生活用品>

シャンプー、リンス、歯磨きセット、使い捨てカイロ、土嚢袋などを現地のニーズに合わせて調達

- 「かんぼの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民に開放し、数百名の避難者を受入れ。食料・飲料を提供。(5/14(土)に終了)(総務省5月16日10:00)
- エコノミークラス症候群対策としてテクノ中央緑地公園(益城町)に天幕20張を貸与。(防衛省5月5日)
- 給水車6台で応急給水を実施(厚生労働省5月30日17:00)
- 高齢者や体調不良者等を熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島の旅館・ホテルで2,028名受入決定済(国土交通省5月31日8:00)
- 被災者支援システムの整備(総務省5月13日6:30)
被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及びタブレットを配備し活用中。(4月28日(木)からシステムの本格運用開始。)
- 中小企業対策(経済産業省5月31日9:30)
 - ・熊本県・大分県の公的金融機関、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、下請かけこみ寺等に相談窓口を設置。
 - ・公的金融機関による災害復旧貸付・セーフティネット保証4号等を実施。激甚災害指定を受け、金利引下げを行う等更に深掘り。
 - ・小規模事業者持続化補助金を含む公募中の補助金(6件)について公募期間を延長する等、各種手続の柔軟化を実施。
 - ・熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業の設備・施設の復旧支援、金融支援等の中小企業対策等を実施する。
- 被災農林漁業者への支援策
 - ・既存事業の運用を工夫することなどにより、補正予算を待たずに実行できる対策をとりまとめ、公表(農林水産省5月9日)
 - ・5月9日に公表した上記支援策に加え、補正予算で措置される復旧予備費などを活用した追加対策をとりまとめ、公表(農林水産省5月18日)
 - ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催(5月20日農業及び林業関係、5月23日水産関係)
 - ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催(5月23日から)

(参考)

- 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制
 - ・4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を発出。
 - ・4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を発出。
 - ・4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
 - ・5月19日時点の各施設からの派遣要望数は98人。これに対し、同日時点で85人を派遣。
- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター(厚生労働省)
社会福祉協議会が運営し、一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行う災害ボランティアセンターの状況は以下のとおり。
 - ・4月19日開設 【熊本県】宇土市(2,699名)、宇城市(4,112名)、菊池市(777名)
 - ・4月20日開設 【熊本県】南阿蘇村(3,884名) 【大分県】由布市(204名)

- ・ 4月21日開設 【熊本県】 益城町(16,435名)、山都町(172名)
- ・ 4月22日開設 【熊本県】 熊本市(27,042名)、美里町(194名)、大津町(2,167名)、合志市(760名)、菊陽町(1,741名)
- ・ 4月24日開設 【熊本県】 西原村(5,707名)
- ・ 4月25日開設 【熊本県】 甲佐町(725名)
- ・ 4月26日開設 【熊本県】 嘉島町(1,560名)、阿蘇市(729名)
- ・ 4月29日開設 【熊本県】 御船町(2,498名)

※()内は5月29日までの延べ人数(累計71,414名)。ただし、速報値であり、変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	5/25(水)	5/26(木)	5/27(金)	5/28(土)	5/29(日)
人数	1,043名	1,132名	1,096名	1,510名	716名

※5/29は天候不良により一部の市町村においては活動を休止又は縮小

● NPO/NGO等のボランティア団体の活動(JVOAD準備会※提供情報)

※JVOAD準備会：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】5月22日時点

- ・ 熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」)」に参加するNPO/NGO等(以下、NPO等)支援団体、民間企業、大学等 205団体(活動のための現地調査中の団体含む)

【主な動き】

○行政とNPO等との連携・協働

- ・ 4月27日：「火の国会議」参加NPOと県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・ 4月28日：政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議(月曜日、木曜日10時30分～)の開催が決定。
- ・ 5月5日：熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。現在、区毎にNPOの担当を決め、避難所の現状を精査及び支援内容の検討を行うとともに、適宜実施。
- ・ 5月6日：熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日～4日(予定)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。
- ・ 5月10日：「火の国会議」参加NPOと熊本市とで課題や現状等情報を共有するため、週2回の定例会議の開催が決定(適宜、政府現地対策要員が本会議に参加)。
- ・ 5月12日：第1回益城がんばるもん会議(仮称)が開催され、「火の国会議」参加NPO、熊本県、益城町、益城町社会福祉協議会、政府現地対策要員、益城町民等、総勢約60名が参加。今後、週2回の定例会議とすることを決定。
- ・ 5月15日：益城町長よりJVOAD準備会に対し公文にて、8月末頃まで益城町保健福祉センター等7か所及び今後の新設避難所の運營業務について協力依頼(打合せレールでは4月中に依頼があったが、改めて公文にて依頼のあったもの)。

- ・5月17日：火の国会議において、政府作成の「熊本地震被災者応援ブック」、熊本県から熱中症などの健康面の留意事項、仮設住宅や今後の生活再建等に関してA3両面で1枚にまとめた「被災した皆様へ～熊本県からのお知らせ～」が共有された。
- ・5月18日：益城町における炊き出しの支援に関して、JVOADに調整の依頼が町役場からあり、NPO くまもとがホームページ上で受付窓口を開設、支援団体間の調整を行うこととなった（これまでも火の国会議等において実質的にNPO間の調整を行っているが、改めて依頼に基づく対応を行ったもの）。
- ・5月19日：県庁を経由して宇城市保健所からの要請を受け、宇城市保健所管轄の避難所の担当者等に対する講習会を実施。

ONPO 等間の連携・協働

- ・4月19日以降、毎日19時に県庁にて火の国会議を実施し、各NPO等が調査した被災者及び避難所の状況、各NPO等の活動地域や活動内容等について情報共有の他、NPO等が相互に補完するための調整を行っている（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・4月25日：火の国会議において、NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・「火の国会議」参加NPO等により、上記5月2日～4日に協働で熊本県内の全避難所アセスメントを実施し、5月6日に「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害Q&Aを共有した。必要に応じ被災者へ情報提供する。
- ・5月25日火の国会議にて、片づけを行うボランティア等に向けて厚生労働省が実施する「がれきの処理等を行う方のための安全講習会（5月29日 於：熊本市国際交流会館）」を周知し、参加を呼びかけた。

6. 各省庁等の派遣状況

(1) 海上保安庁

- ・巡視船艇等の即応体制を維持

(2) 警察庁 (5月31日 9:30)

- ・警察災害派遣隊 124人
- ・各県警から派遣された20人の女性警察官が、避難所等における相談、防犯対策等の活動を実施。
- ・被災（不在）家屋における盗難防止を図る特別自動車警ら部隊 31台 88人を派遣

【被災県体制】

熊本県警察 本部長以下 1,900人

(3) 消防庁 (5月31日 9:30)

- ・地元消防機関（消防団を含む）による警戒活動等を実施

(4) 防衛省・自衛隊 (5月31日 0:00)

- ・5月30日 9:00、熊本県知事から撤収要請

(5) 厚生労働省

- ・厚生労働省現地対策本部に職員 25 人を派遣 (5 月 30 日 17:00)
- ・避難所等で活動する医療チーム 44 隊 (5 月 30 日 11:00)

(6) 国土交通省 (5 月 31 日 8:00)

- ・リエゾン 23 人 (2 県 6 市町村等)
- ・緊急災害対策派遣隊等
防災ヘリ 1 機、災害対策用機械等 12 台
(活動内容: のべ 8, 259 人による自治体所管施設の被害状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など 17 市町村において活動。土砂災害危険箇所 (1, 155 箇所) の緊急点検結果、県管理 17 河川の被災調査結果、熊本県及び市町村の管理道路等の被災調査結果を熊本県及び関係市町村へ報告))
- ・応急危険度判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施 18 市町村 56, 755 件実施

(7) 総務省 (5 月 30 日 17:00)

- ・地方自治体からの派遣リエゾン 814 人 (熊本県及び市町村のニーズ把握・調整)

(8) 農林水産省 (5 月 31 日 9:00)

- ・食料供給、農林水産業の被害調査・復旧支援、市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査への協力等のため、のべ 2, 429 人を派遣

(9) 経済産業省 (5 月 31 日 9:30)

- ・リエゾン 12 人 (電力・ガス・物資供給、中小企業等実態把握)

(10) 環境省 (5 月 23 日 21:00)

- ・被災自治体へごみ収集車を派遣

派遣先	台数	人数	派遣元
熊本市	68 台	178 人	福岡市・北九州市・長崎市・島原市・大村市・佐世保市・大分市・岐阜市・南島原市・津市・名古屋市・静岡市・東大阪市・倉敷市・千葉市・高松市・呉市・堺市・大牟田市・宮崎市・小林市・都城市・川崎市・松坂市・いなべ市・佐賀市
益城町	9 台	20 人	横浜市

(11) 気象庁

- ・4 月 14 日 23:37 以降、5 月 31 日 8:00 までに 23 回の記者会見を実施

(12) 原子力規制庁

- ・4 月 18 日 10:30 原子力規制委員会 臨時会議開催
- ・4 月 18 日 11:23 原子力規制委員会 委員長記者会見